

設置の趣旨等を記載した書類

第1章 設置の趣旨及び必要性	・・・ p. 4
1 日本医療大学の沿革	
2 日本医療大学の「建学の精神」	
3 「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」設置の背景	
4 「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」設立の趣旨	
5 「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」設置の必要性	
6 教育研究上の目的、人材養成の達成目標及び学位授与の方針	
第2章 学部・学科等の特色	・・・ p. 17
1 通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科の特色	
第3章 学部・学科等の名称及び学位の名称	・・・ p. 19
1 学科の名称及び学位の名称	
第4章 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・ p. 20
1 通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科	
第5章 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	・・・ p. 25
1 教育方法	
2 履修指導方法	
3 卒業要件	
第6章 編入学定員	・・・ p. 28
1 既修得単位の認定方法	
2 履修指導方法	
3 教育上の配慮	
第7章 実習の具体的計画	・・・ p. 30
1 通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科	
第8章 通信教育を実施する場合の具体的計画	・・・ p. 36
1 通信教育によって十分な教育効果が得られる分野であるかについて	
2 教育・研究水準確保の方策	
3 メディア利用による授業の実施体制	
4 面接授業（スクーリング）実施方法及び体制	

5	実習科目の指導体制及び具体的計画	
6	単位の計算方法、単位の認定や成績評価の方法について	
7	メディア利用による指導の実施体制及び担当教員との連携	
8	履修指導について	
9	学生への指導について（学生からの質問や学習相談への対応体制等）	
10	添削指導教材及び通信指導教材の保管、発送等の施設並びに教育研究のための 情報通信機器等の整備について	
11	教員の負担の程度	
12	入学選抜の概要	
13	教育上の配慮について	
第9章	取得可能な資格	・・・p. 49
第10章	入学者選抜の概要	・・・p. 50
1	入学者受け入れの基本方針(アドミッション・ポリシー：AP)	
2	募集人員	
3	入学者の選抜方法	
4	「学力の3要素」と「アドミッション・ポリシー：AP」との関連性	
5	入学者選抜の体制	
6	3年次編入	
第11章	教員組織の編成の考え方及び特色	・・・p. 54
1	教員組織編成の考え方	
2	教員組織編成の特色	
3	教員の年齢構成	
第12章	施設、設備等の整備計画	・・・p. 56
1	校地の整備計画	
2	校舎等施設の整備計画	
3	図書等の資料及び図書館の整備計画	
第13章	管理運営	・・・p. 59
1	教授会	
2	学内委員会	
第14章	自己点検・評価	・・・p. 61
1	目的	
2	評価事項	
3	実施体制	
4	第三者評価の導入	

5 結果の活用と公表

第 15 章 情報の公表	・・・ p. 61
1 HP による情報公表の内容	
2 紀要・広報誌による教育研究活動の紹介	
第 16 章 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み	・・・ p. 64
1 組織・体制	
2 教育理念・目標の浸透	
3 シラバス整備	
4 授業評価、実習評価アンケート及び授業改善報告書	
5 相互授業参観	
6 FD 研修会・講演会	
7 新任教員、若手教員及び助手の育成	
8 教員研修体制・研究日の設定	
第 17 章 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	・・・ p. 66
1 教育課程内の取り組み	
2 教育課程外の取り組み	
3 適切な体制の整備	

日本医療大学通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科（仮称） 設置の趣旨及び必要性

第1章 設置の趣旨及び必要性

1. 日本医療大学の沿革

学校法人日本医療大学（以下「本法人」という）は、平成元（1989）年に北海道札幌市において高齢者福祉サービスを展開してきた社会福祉法人札幌栄寿会（現ノテ福祉会）が設置した日本福祉学院を母体とし、多様化する高齢者の医療・福祉ニーズへの対応、及び地域医療の発展に貢献することを目的に平成5（1993）年に分離独立して設立された学校法人である。

平成7（1995）年には専門学校日本福祉リハビリテーション学院を設置し、理学療法学科、作業療法学科を開設した。平成8（1996）年には、専門学校日本福祉看護学院を開設し、看護学科を設置した。平成16（2004）年には、専門学校日本福祉リハビリテーション学院に診療放射線学科を開設し、平成18（2006）年には専門学校日本福祉リハビリテーション学院に言語聴覚学科を開設した。さらに平成21（2009）年には専門学校日本福祉看護学院の校名を専門学校日本福祉看護・診療放射線学院に変更し、看護学科及び診療放射線学科の2学科を移した。こうして多職種が育つ、より専門性を増した学校法人へと進化してきた。この間、平成6（1994）年からは専門学校日本福祉学院の附帯教育事業として、社会福祉士一般養成施設（通信）を設置し、平成15（2003）年からは精神保健福祉士短期養成施設（通信）を設置し、社会人を対象とした養成教育を行い、これまでに約8,000人の国家試験合格者を輩出してきた。

また、医療の高度化や複雑化に対応し、高度なスキルを持った人材を育成するため、平成25（2013）年に法人名を「学校法人つしま記念学園」から「学校法人日本医療大学」に変更することとし、設置認可を受けて、専門学校日本福祉看護・診療放射線学院看護学科を発展継承する形で、日本医療大学（以下「本学」という）を平成26（2014）年4月に開学し、保健医療学部看護学科（入学定員80人）が誕生した。その後、平成27（2015）年4月には、リハビリテーション学科（入学定員80人：理学療法学専攻40人・作業療法学専攻40人）の増設、平成28（2016）年4月には、診療放射線学科（入学定員50人）の増設が認可を受けて実現された。

また、平成30（2018）年7月には看護学科、平成30（2018）年8月にはリハビリテーション学科の収容定員増がそれぞれ認可され、平成31（2019）年4月から本学保健医療学部の入学定員は270人（看護学科100人、リハビリテーション学科120人（理学療法学専攻80人・作業療法学専攻40人）、診療放射線学科50人）となった。

令和3（2021）年4月からは臨床検査学科（60人）が新たに認可され、看護学科も定員150人、診療放射線学科も定員100人となり、本学保健医療学部の入学定員は全学科合わせて430人（看護学科150人、リハビリテーション学科理学療法学専攻80人・リハビリテーション学科作業療法学専攻40人、診療放射線学科100人、臨床検査学科60人）となった。こうした一連の取り組みを通じて本学では、設置学科の多様化を図り、医療における専門分野の幅広い人材を育成し、質の高い医療人を輩出して、地域医療に貢献してきた【資料1】。

幅広い知識、高い倫理観や責任感、適切なコミュニケーション能力などを身につけ、専門分野の専門職として福祉をはじめ他職種と連携や協働し、クライアント本位の立場に立つことができ、さらに専門分野の学術研究の発展に寄与できる医療職を養成してきたが、さらに、クライアント本位で専門分野の学術研究の発展に寄与するためには、介護・福祉人材の養成が不可欠であるため、令和4（2022）年4月に総合福祉学部を新たに創設した。本総合福祉学部のもとに「介護福祉マネジメント学科」（入学定員40人）と「ソーシャルワーク学科」（入学定員80人）を配置し、地域医療だけでなく、地域での福祉にも寄与することを目的にした。ここでの目指すべき福祉・介護職の養成は、医療職同様に、幅広い知識、高い倫理観や責任感、適切なコミュニケーション能力などを身につけ、専門分野の専門職として医療をはじめとする他職種と連携や協働し、クライアント本位の立場に立つことができ、さらに専門分野の学術研究の発展に寄与できることを目指している。

2. 日本医療大学の「建学の精神」

本学の建学の精神は「共生社会の実現」である。病める人や障害を持つ人を含む全ての人々が自立し、その尊厳が重んぜられ暮らせる社会の実現を目指している。そのうえで、基本理念「人は人を愛し、人にふれることによって、自らも成長する」に基づいて、医療技術の高度化、多様化に対応するため、保健医療学部で看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士といった多くの医療職を輩出してきている。特に過疎化が進行していく北海道においては、各地の医療現場において重要な役割を担っている。これからの医療と福祉・介護が一体的に提供しなければならない時代において、同じ基本理念に基づき、福祉・介護職を育成し、両学部が存在することで、医療・福祉連携に強い専門職業人を育成できるものと考えている。

3. 「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」設置の背景

北海道は、将来的に現在の約530万人の人口が令和22（2040）年には400万人台にまで減少すると見込まれている【資料2】。同時に高齢化も進行し、令和4（2022）年の高齢化率32.6%が、令和22（2040）年には39.6%にまで増加し、医療ニーズのみならず、福祉・介護ニーズが増していく一方で、他県からの人口流入が多くない北海道では、医療および福祉・介護が中心となる地域包括ケアシステム、さらにはその深化とされる地域共生社会を確立するための専門人材の確保が見込めない状況が生じるおそれがある。

こうした専門職業人確保の危機的状況に対して、国から示されている平成27（2015）年の「医療と介護の一体改革」では、「医療及び介護の提供体制については、サービスを利用する国民の視点に立って、ニーズに見合ったサービスが切れ目なく、かつ効率的に提供されているかどうかという観点から再点検していく必要がある」とされており【資料3】、北海道においても、医療職と合わせて福祉・介護職の確保が急務になっている。そのため、本学は、「保健医療学部」と合わせて「総合福祉学部」を開設し、両学部が総合的・一体的になり、北海道にある179の全市町村での地域包括ケアシステムや地域共生社会の確立に貢献することを目指している。

この地域包括ケアシステムは、個々の日常生活圏域で、医療職と福祉・介護職が確保

され、福祉・介護職は高齢者に対する相談機能や直接の介護機能を担うだけでなく、地域づくりの役割を担うことが求められている。そのため、相談機能を担うことや、直接介護を担う専門職を養成するだけでなく、地域づくりを実践できる専門職業人を養成することが必要である。

この地域包括ケアシステムの深化とされる地域共生社会の確立を目指すことも目標になっているが、ここでいう福祉・介護職は、従来の子ども、障害者、高齢者といった縦割りでのサービス提供や相談に加え、分野横断的に福祉サービスを提供し、相談できる専門職を養成することが求められている。これは地域包括支援体制を担いうる福祉・介護の専門職業人を意味しており、それは、福祉・介護サービスの提供の担い手として特定の分野・領域に関する専門性のみならず、福祉・介護サービス全般についての広範な知見・技能を有する人材であり、かつ複合的な課題に対して適切なアセスメントとコーディネートを行い、様々な社会資源を活用して総合的・包括的な支援プランを作成・実施することができる人材を養成することである。つまり、包括的で総合的な福祉・介護サービスが提供できる専門職業人を養成することである。

以上のことから、総合福祉学部では、生活課題を有している人々の個別の生活課題の解決に向けて支援（個別支援）ができ、かつその基礎となる地域の生活課題の解決に向けて支援（地域支援）できる人材を養成することを基本にしている。さらに、従来からの縦割りではなく、横割りでの利用者や住民を中心に据えた分野横断的に対応できる包括的で総合的な能力を持った専門職業人の養成をすることになる。

北海道においても、179の全市町村が地域包括ケアシステムや地域共生社会の確立に向けて推進していくことで、地域での医療や福祉の課題を解決していく必要がある。そのためには、社会福祉士や精神保健福祉士が必要不可欠であり、令和2（2020）年に成立した改正社会福祉法での参議院の附帯決議において、市町村は「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が明記されている。しかしながら、179市町村での現状の社会福祉士や精神保健福祉士の配置状況は、市町村職員を含めた他法人での配置をみると、ほとんどの市町村で配置されていないのが現実である。地域包括ケアシステムや地域共生社会において、地域住民の生活ニーズに応えていくためには、各自治体で社会福祉機関や施設において一定数の社会福祉士や精神保健福祉士といったソーシャルワーカーが必要不可欠である。

北海道では、令和22（2040）年には、総人口が5千人未満になる市町村が109市町村（61%）になり、この比率は全都道府県ですば抜けて高く、日本の人口5千人未満の自治体のうち29.5%が北海道に集中すると予測されている（注）。5千人未満の自治体になれば、福祉ニーズが山積するが、対応する福祉人材の確保がより困難になることから、北海道では全市町村圏域で社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーカーが配置できる供給体制を準備することが求められている。

そのような背景を踏まえて、対象領域別の課題だけではなく、重層的に課題を受け止め、多機関協働による個人や世帯に対する支援が実施でき、地域住民らの主体的な活動を支え、地域課題を解決することで地域づくりに貢献でき、包括的で総合的な福祉に関する知識と能力・方法を兼ね備えた社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーカーを養成する「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」を設置することとした。

注：増田寛也『地方消滅－東京一極集中が招く人口急減』（中公新書）

4. 「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」設立の趣旨

日本医療大学の基本理念である「人は人を愛し、人にふれることによって、自らも成長する」のもと、これからの社会で必要とされる保健・医療・福祉の専門職の人材を育成するため、「幅広い知性と豊かな感性のもとで、人間を尊重する態度と高い倫理観、人間を総合的な存在として理解する能力、他者への共感的理解と援助的人間関係の形成能力、多様なチームとの連携・協働力、科学的思考と問題解決能力、継続的な主体的学修能力を授けるとともに、専門分野の基礎・基本となる知識及び技術と専門職業人としての態度を教授する」を教育目的として掲げ、今後の少子高齢社会に寄与する教育機関として、北海道の地において、その責務を果たしていくことを基盤にしている。

以上の基本的な教育の目標に加えて、「総合福祉学部」は、特に北海道の各市町村での地域包括ケアシステムおよび地域共生社会の確立に、専門人材養成の側面で貢献するために、令和4(2022)年度から開設された。現代社会では、従来の子ども、障害者、高齢者といった対象者別の切り口のみでは解決が不可能な生活課題に直面している人々や世帯が多く存在している。それらは、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアといった複数の課題をもった世帯や、いわゆる「ごみ屋敷」に居住する人々や100万人いるとされる引きこもりの人々といった、支援や制度の狭間にいる人々、また申請主義のもとで、自ら相談やサービスを利用することを求めないが支援を必要とする単身認知症の人々や自ら障害者サービスを求めない人々である。そうした人々や世帯の生活課題を明らかにし、そうした課題解決のためのアセスメントや支援計画作成・実施の能力を有し、子ども、障害者、高齢者といった既存の対象・領域を超えた地域づくりを、地域住民が主体になって実施していくことを支援できる人材養成を推進している。これらの対象者を世代や領域の垣根を越えて、横断的に捉える意味での「総合的」と、個人や家族の生活課題に対する個別の支援に加えて、地域住民の生活課題に対する地域の支援を「総合的」に実施していく人材を育成することを目的とする故に、「総合福祉学部」という名称で、「介護福祉マネジメント学科」では介護福祉士、「ソーシャルワーク学科」では社会福祉士および精神保健福祉士の人材養成を行っている。

さらに、今回「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」の設置を新たに申請するものである。そして、通信教育部では、社会福祉士養成(100人)を受けつつ、精神保健福祉士養成(20人)も受けることが可能である。これは、ソーシャルワークを核にした社会福祉学を学修し直し、学士の学位を授与され、ソーシャルワークに従事したい、ないしはキャリアアップしたい人材を主に養成するものであり、社会人の学び直しであるリカレント教育を目指すものである。リカレント教育は学習と就労とが循環することであり、文部科学省や厚生労働省が積極的に進めている施策でもある。しかしながら、リカレント教育には大きな障壁があり、十分進展していないという現状がある。文部科学省平成27年度「先導的大学改革推進委託事業」でのイノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社が行った「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」(2016年)では、学び直しの障壁となっている第1には、「費用が高すぎる」(37.7%)であり、第2には、「勤務時間が長すぎて、十分な時間がない」(22.5%)

であるとしている。同時に、学び直しを行うための必要要件の第1は、「インターネットなどによる授業ができるシステムの整備」(29.0%)と最も高くなっている【資料4】。そのため、学費を抑え、ICTを活用した通信機器の活用により、遠隔からでも学修が保障できるものとして通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科を位置づけている。

また、2020年度の日本の大学進学率が54.4%になっており（令和2年度学校基本調査（確定値））【資料5】、先進諸国の大学進学率に比べて低いのが実情である。その背景には、親の所得格差が進学率に影響しており、経済的要因が大学への進学に関係している。さらに、大学進学率には就学機会の格差が大きいとされている。近隣に大学がないといった地理的要因、学修する時間がないといった時間的要因によって、生じていると言われている。こうしたことを克服し、大学進学率を上げていくためには、通信教育という形態は地理的に格差を有している人々に対して、大学進学へのアクセスを高める方法として、極めて有効な学修方法であるといえる。

社会人が求めている学び直しの内容については、総務省の「ICTによるインクルージョンの実現に関する調査研究」（2018年）【資料6】では、第1位が「外国語に関すること」（53.6%）であり、第2位が「情報通信分野」（34.4%）であるが、第3位に「医療や福祉に関すること」（27.8%）がランクインされている。つまり多くの社会人が医療や福祉領域でのリカレント教育を求めていることから、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」を設置し、この様な社会人のニーズに応えていくこととした。

以上のように、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」設置の趣旨は、ソーシャルワークの業務を目指している、もしくは福祉事業にかかわる行政関係者等が業務の質向上のために福祉を学びたい等と考えている社会人、さらには町内会関係者や家族等の地域共生社会の担い手や、既にソーシャルワークを含めた社会福祉領域で従事している人々に対して学び直しの機会を提供し、社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を目指すリカレント教育を実施するものである。

一方、日本医療大学が令和4(2022)年度に開設する総合福祉学部は、高等学校を卒業して入学してくる学生を対象とすることを主流にしている。これ自体は介護・福祉人材の確保に大きく貢献できるものと考えているが、こうした人材養成のみでは、今後の超高齢社会での介護・福祉人材を確保することは到底困難である。同時に、通学課程の総合福祉学部ソーシャルワーク学科と「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」では差別化が必要である。

団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22(2040)年を予測すると、令和元(2019)年と比較して、就業者は6,724万人から5,245万人と1,500万人程度減少するにもかかわらず、医療福祉従事者は524万人から843万人と、さらに320万人が必要になると予想されている【資料7】。この必要とされる介護・福祉人材には量的な確保だけでなく、高い専門性が求められ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士といった質的に高い人材の確保が求められている。

これを北海道についてみると、人材不足はさらに深刻となる。平成22(2010)年に比べて令和22(2040)年の人口は全国では83.8%にまで減少するのに対して、北海道全体では76.1%にまで減少し、これは最も減少率の高い秋田県に次いで高く、生産年齢人口が減少し、高齢者、特に後期高齢者が増加するスピードが速いことを意味している(注)。

そのため、福祉・介護人材に対するニーズは加速度的に高まることになるが、それに応える供給ができるのかという、大きな課題をもっている。

注：増田寛也『地方消滅－東京一極集中が招く人口急減』（中公新書）

こうした背景があり令和4（2022）年度に開設する総合福祉学部での介護人材については、総合福祉学部介護マネジメント学科を創設し、専門性の高い介護人材を養成し、社会に輩出していくことを目的としているが、そうした方法だけでは十分な介護人材は供給できない。介護人材については、平成29（2017）年に208万人であったが、令和2（2020）年には226万人、令和7（2025）年には253万人が必要になるとされている（厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」）【資料8】。現状では介護人材不足は全国的に深刻な状態にあり、介護人材を補うべく、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能といった4つの方法で、外国介護人材の受け入れ制度が用意されており、今後一層拍車がかかっていくものと予想される。

一方、生活上での問題を抱えた人々への相談や社会資源の開発ができる人材が必要であるとして、社会福祉士および精神保健福祉士のソーシャルワーカーを養成することとして、ソーシャルワーク学科を総合福祉学部と同時に開設している。このソーシャルワーカーに対しても、今後高い社会的需要が見通せるが、介護人材とは異なり、海外からの人材に頼ることができない。それは、ソーシャルワーカーは利用者等の文化的背景を理解しながら、人々とのコミュニケーションを基盤にして業務を行う以上、現状、外国籍など文化的背景が異なるソーシャルワーカーに委ねることが極めて難しいからである。そのため、ソーシャルワーカーについては介護職以上に量的・質的に人材確保する方法が見通せない状況にある。

この緊急課題への解決方法の一つとして、他領域で就労し転職を考えている人材や、子育て中若しくは、子育てを終えた人材、また町内会関係者等の共生社会に担い手等で、ソーシャルワーカーになりたい希望者を対象にした養成教育が重要であると認識している。さらには、福祉や医療の業務に携わっているが、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を得たい希望者を対象にすることが、解決方法の一つである。こうした人々が働きながら、ないしは家事等をしながら、かつ効果的・効率的に学修していくことを可能にするためには、ICTを活用することが有効であるといえる。

このように、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」でのソーシャルワーカー養成は、通学課程の「総合福祉学部ソーシャルワーク学科」の養成教育が目指す観点と同じである。

日本の社会福祉政策が入所施設での生活支援から地域での生活支援へと変貌し、さらに国が現在推進している「地域共生社会」政策にみられる、属性・領域ごとではなく、世代・分野横断的に福祉サービスを必要としている本人はもとより、家族全体をアセスメントし、地域での生活を可能ならしめるように“包括的・重層的な支援”が必要となり、そうした人材養成を基本にする。様々な生活課題を有する個人や家族に対して、地域での生活を支えるためには、医療、介護、福祉、就労、教育、住宅保障等の諸サービスを総合的・包括的に提供していく能力が確保できる養成内容としていく。さらに、支援においては、それぞれの地域の農林業や漁業といった産業との連携も不可欠である。

また、こうしたフォーマルサービスに加えて、インフォーマルサポートの提供も必要であり、そうした人々の質の高い生活を形成する多様な社会資源との調整を可能にする人材養成を実施していく。

ここには、個人や家族等に対する支援（個別支援・集団支援）においても、また地域自体や地域の機関・団体に対する支援（地域支援）においても、アセスメントから支援計画の作成・実施に至るソーシャルワーク機能が遂行できるだけでなく、それを可視化させ、論理的に説明できる能力を高める必要がある。同時に、個別支援であれ、地域支援であれ、多様なニーズに応じていく支援には、多職種連携が不可欠であり、連携を促進する能力が求められる。

以上から、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」が養成する人材像は、①地域共生社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材、②利用者主体で、個人やその家族等の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援・集団支援）できる人材、③住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）できる人材、④個人や家族等への支援である個別支援・集団支援と地域への支援である地域支援を連続して支援できる人材である。

「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」では、こうした①から④の能力を有する人材を養成することで、ソーシャルワーカーである社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格取得を目指すことになる。そのため、国が定めている国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士養成教育の履修科目を修得させることを基盤としたうえで、多様な科目を開講し、履修させることで、①から④の人材養成の強化を図っていくことになる。

これらをもとに、社会福祉士・精神保健福祉士というソーシャルワーカー養成を基盤にして、より高い専門性を有した人材を輩出していきたいと考えている。「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」の卒業生は社会人が多くなると見込まれることもあり、結果として、現状の福祉や医療領域でキャリアを高めたり、新たに福祉や医療での職場を得て、すべてのライフサイクルの人々を対象に、地域を基盤におく、社会福祉、医療、就労、経済的支援に関わる機関や団体で活動することになる。他方、入所施設や病院においても、そこからの地域移行、社会復帰、退院を支援することに主眼をおきながら、入所者や患者を生活支援の視点から支援していくことで、大きな職場・職域と位置付けることができる。その意味では、多様な機関・団体で活躍できる、極めて汎用性の高いソーシャルワーカー養成を目指している。

こうしたソーシャルワーカーを養成する「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」の設置は、北海道という道内での人口移動が多いという特殊事情をもとに対応していく必要がある。北海道は、道外との人口移動が少なく、他の都道府県に比べて合計特殊出生率が低く、人口減少しているが、札幌市圏域は人口増加で、一極集中しており、人口的には日本の縮図であるといえる。そうした事情を考えると、札幌市から遠隔にある道内自治体において、社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーカーが確保できるべく、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」を創設し、ICTを駆使し、北海道の社会人を主たるターゲットとしながら、社会福祉士や精神保健福祉士のソーシ

ルワーカーを養成していくことで、北海道の各市町村での福祉施策に貢献することを目指している。

通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科の構成

学部名	学科名	入学定員	3年次編入 学定員	総定員
通信教育部 総合福祉学部	ソーシャルワーク学科	100人	100人	600人

5. 「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」設置の必要性

今後の高齢者、特に後期高齢者の増加は、医療や介護ニーズを有する人々が増加する。厚生労働省の「患者調査（平成29年）」によると、受療率（医療機関を受療した患者の推計数と人口10万人との比率）は総人口では6,711人であるのに対して、65歳以上では13,103人、75歳以上になれば15,896人となっており、今後の高齢者の増加は、医療ニーズを有する受療者の増加が予測される【資料9】。同時に、介護ニーズを有する人も増加することが予測される。日本の要介護（要支援）者数については、高齢者（65歳以上）のうち、要介護（要支援）者と認定される人数は、後期高齢者が一層増加することで、令和2（2020）年の657.4万人が、令和22（2040）年には956.7万人でピークを迎えると予測されている。今後20年で、約5割（45.5%）の増加が見込まれている。

こうした医療や福祉・介護ニーズを有する人々が増加するなかで、特に認知症の人の急増が予測されている。認知症は年齢が高くなるほど罹患しやすく、現状では高齢者の15%程度であるが、令和22（2040）年には21.4%～25.4%となり、現在の462万人から、802万人～953万人と、2倍近く増えると予測されている（「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（二宮利治・平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）による速報値）【資料10】。さらには、高齢者が増加することは死亡数が増加することになり、今後、多死社会を迎えることになる。2015年の死亡数が129万人であったが、令和22（2040）年には168万人に増加することになる。同時に、死亡する場所も、病院から、自宅、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、グループホーム、有料老人ホームと多様化が現状も起こっており、この多様化は今後一層拡大していくことが予測される。そのため、医療や福祉・介護専門職には、死の質（QOD：Quality of Death）を高めるべく終末期ケアが求められている。

今後の人口動態を踏まえ、ソーシャルワーカーを養成する「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」への社会の期待は大きく、それに応えていくために、「医療ケア」「認知症ケア」「終末期ケア」をそれぞれ独立した科目として開講し、今後一層重要な社会的課題に適切に対応することのできる人材養成をしていくことを責務と考えている。

以上のような人口変動から生じる医療や福祉・介護ニーズの増大に応じていく人材養成が重要であるが、一方、家庭や地域での人々の関わりが希薄化していく中で、様々な生活課題が生じている。具体的には、内閣府が平成27（2015）年に実施した15～39歳を対象にした引きこもり調査では54万1,000人が引きこもりと推計され、さらに2018年に40～64歳の中老年層を対象に実施した「生活状況に関する調査」で、引きこもり状

態にある人が 61 万 3,000 人と推計されており、子どもから中高年までで、100 万人以上の引きこもりの人々がいるとされる。こうした人々への支援は、地域で新たな社会関係を構築していくことが基本であり、従来の対象者・領域別でのサービス提供支援方法では対応できない。こうした人々の支援には、住民同士が相互に支え合う地域づくりを基盤にして、対象者・領域別を超えた相談支援ができる人材養成が求められている。「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」では、専門性の高い福祉・介護人材を養成することで、引きこもりにも対応していくことができる教育を実施していく。

また、地域での人間関係の希薄化は、あらゆるライフサイクルで虐待や暴力等を生んでいる。子どもへの虐待や養育放棄、高齢者への虐待や介護放棄、障害者への虐待や介助放棄、配偶者からの家庭内暴力（DV）が急増の一途を辿っている。現状で 18 歳未満の子どもへの虐待件数は令和 2（2020）年度には 20 万 5,044 件で、過去最高の状況にある（厚生労働省、『令和 2 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数』【資料 11】）。高齢者への虐待や介護放棄については、令和元（2019）年度の虐待判断件数が、養介護施設従事者等による虐待が 644 件、養護者によるものが 16,928 件となっている（厚生労働省、『令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果』【資料 12】）。障害者への虐待は、令和元（2019）年度については、障害者福祉従事者等による虐待が 734 人、養護者によるものが 1,664 人となっている（厚生労働省、『令和元年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）』【資料 13】）。配偶者からの暴力については、「配偶者暴力相談支援センター」における相談受理件数が令和元（2019）年度で 11 万 9,276 件に及んでおり、増加傾向にある（令和 3 年 1 月 12 日、内閣府男女共同参画局）【資料 14】。以上、あらゆる領域で虐待やケアの放棄、さらには暴力が生じているが、障害者や高齢者の虐待については、自宅で起こっているだけでなく、社会福祉施設や介護保険施設でも生じている。

こうした虐待や暴力への対応には、福祉・介護人材の役割が大きく、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」では、以下のような人材養成を行っていく。自宅で生じる虐待には、家族内での複合的・複雑な課題を有しており、家族全体を幅広くアセスメントし、支援計画を作成・実施でき、かつ人々への尊厳という専門的価値のもとで、人権感覚をもった人材養成を行っていく。同時に、社会福祉施設や介護保険施設での従事者による虐待については、福祉・介護人材養成は極めて責任が大きく、人々の尊厳の保持を専門職の価値として徹底的に教育していく。また、高齢者虐待にあつては、被害にあっているほとんどが認知症高齢者であることから、認知症のある人と介護者にケアについての理解を「認知症ケア論」で深める。

以上、現在生じており、今後さらに深刻になっていくと予測される社会的な課題について言及し、そこでの社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーク人材養成の責務と具体的な教育での対応について説明してきた。他方、人材側でも、人手不足の問題が生じており、今後一層深刻化していくことが予想される。北海道では、15 歳から 65 歳未満の生産年齢人口は現在の 296 万人から、令和 22（2040）年には 214 万人と、82 万人減少すると予想されている。医療や福祉・介護を必要とする人々が増加の一途を辿っていくが、就労人口は減少していくことになる。

厚生労働省の推計では、医療・福祉分野の就業者数は平成 30 (2018) 年には 823 万人であったが、令和 7(2025)年には 931 万人、2040 年には 974 万人が必要になると予測している（厚生労働省、『今後の社会保障改革について— 2040 年を見据えて—』【資料 15】）。

全国的に社会福祉士や精神保健福祉士の不足が顕著になっており、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」は、特に、北海道の市町村での地域包括ケアシステム、さらには地域共生社会の実現に向けて、以下のような観点でもって、より専門性の高いソーシャルワーカー養成を推進していく。

地域包括ケアシステムは、主に対象を高齢者に特化しているが、できる限り住み慣れた日常生活圏域で生活が続けられるように、医療、住まい、生活支援に加えて、介護や介護予防が準備され、それらのサービスが個々の高齢者にデリバリーされる仕組みを構築することが大切であるといえる。社会福祉士や精神保健福祉士はソーシャルワーカーとして、要介護高齢者等のニーズに合わせて、多様な社会資源とコーディネートするだけでなく、日常生活圏域で不足している社会資源を開発していくことが求められている。同時に、そうした要介護高齢者等に対する個別支援においても、住民が主体となり社会資源を開発する地域支援においても、アセスメント、支援計画の作成・実施という方法が確立することが求められている。

地域包括ケアシステムで求められるソーシャルワーカー像を示したが、これについては、市町村レベルで行われている、障害者を対象にする基幹相談支援センター、妊婦から子育て世代を対象にする子育て包括支援センター、生活困窮者を対象にする生活困窮者自立支援機関についても、地域包括ケアシステムとほぼ同じ視点で運営されており、これらの領域でソーシャルワーカーに求められるものも共通している。

「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」では、以上のそれぞれの対象領域で貢献できるソーシャルワーカーを養成していく。具体的には、対象者の地域生活が継続的に実施することを目指して、アセスメント、支援計画の作成・実施、モニタリングのソーシャルワーク過程により、個別支援と地域支援を一体的に実施することができることを目指した養成を進めていく。そのために、多職種が協働して支援することができる支援計画を作成し、専門職間だけでなく、インフォーマルケア等の様々な社会資源との連携方法についての教育を実施していく。

さらに、市町村が今後推進しようとしている地域共生社会については、今まで述べてきた子ども、障害者、高齢者、生活困窮者との分野・対象別での対応の限界が示された。これは、従来からの分野・対象別のサービス提供や相談業務に加え、地域づくりでは、そこから抜け落ちる人々や、対応が難しい人々や世帯が存在するからである。それらは、8050 問題で象徴される生活課題を抱える対象者が複数いる世帯、引きこもりに象徴される制度の狭間にある人々、また一人暮らし認知症の人に象徴される必要があるが、サービス利用を求めない人々へも支援ができることが求められている。

そのため、上記で示した対象・領域別のソーシャルワークを超えて、個別支援では対象者を含めた家族全体を支援する。また、対象・領域別を超えた地域住民全体の課題を明らかにし、その解決を図ることで、地域づくりを進めていく地域支援の方法を学修できるよう養成していく。以上により、包括的支援体制を推進していくソーシャルワーカー

一養成教育を目指す。

令和2（2020）年の社会福祉法改正で、この包括的支援体制を実現するために、財源措置の円滑な運用が可能になる重層的支援体制整備事業を市町村がモデル実施することになった。この事業について、参議院の附帯決議では、「市町村は社会福祉士や精神保健福祉士を活用することに努めること」が努力義務化され、ソーシャルワーカーを養成する大学等の責任は大きい。

これらについて、社会福祉士および精神保健福祉士科目履修において、令和3（2021）年度から新カリキュラムで新たな科目となった「地域福祉と包括支援体制」という科目を核にして、その能力を高めることになっている。これに加えて、ソーシャルワーク関連の履修科目や、別個独自に開設する科目で、包括支援体制を担えるソーシャルワーク人材を養成していくことが求められている。さらには、社会福祉士の新カリキュラムで新たに追加された60時間の実習は、対象・領域を超えた、個別支援と地域支援を一体的に推進していく包括支援体制を推進している機関での実習が求められている。これについては、社会福祉法人ノテ福祉会の地域貢献事業での実習を加えることや、地域貢献事業を他実習施設で普及していくことにより、地域共生社会実習を切口に、地域貢献事業を広げていくことに貢献していくことになることから、日本全体で社会福祉士や精神保健福祉士はますます必要となる。

北海道に焦点を当ててみると、少子高齢化のスピードは他の都道府県に比べて早い。それは、北海道全体の合計特殊出生率が1.27と全国の都道府県で最低であり、団塊ジュニアが65歳位に突入する令和22（2040）年を展望すると、少子化が進行し、人口は現在の約530万人から400万人台にまで減少する。その中で、75歳以上の後期高齢者は86万人から106万人となり、20万人増加する。後期高齢者の増加は医療や介護ニーズが増大することになり、介護・福祉人材の確保が急務である。「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」の設置は、道内の居住地を問わず、多くの人々に学修の機会を高めることができる。また、札幌市に人口集中がみられ、北海道全体では人口減少が1998年から始まっている中で、札幌市では人口増が続いており、大学も札幌市内に集中している。そのため、札幌市圏域外の大多数の市町村では、大学への地理的アクセスが困難で、修学の機会を失し、リカレント教育を受けることも難しい社会人が多く存在している。こうした地理的要因で修学が難しい人々に対して、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」はICTを活用した通信教育によって、学修の機会を提供することができる。

さらに、札幌市圏域から遠隔にある自治体には、社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーカーが皆無の市町村が多く存在し、こうした市町村の責務で実施していく地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現は、人的資源の充実が不可欠である。他方で、札幌市圏域外の通学が難しい遠隔地の市町村ほど高齢化をきたしている。令和3（2021）年1月1日現在の住民基本台帳では、北海道179市町村の中で高齢化率が40%を超えている市町村が71市町村と4割となっている。これは、道内での人口移動により、札幌に就職などで移動していることが影響している。そうした市町村では、介護をはじめ多くの諸課題を抱えているが、そこでの生産年齢人口の人々は、社会福祉に従事している人も、新たに社会福祉に従事したいと思っている人も、さらなる学修の機会を獲得する

ことが難しかったが、「通信教育部総合福祉部ソーシャルワーク学科」が設置されれば、学修機会が高まることになり、市町村での生活課題解決の担い手により一層なることができる。

以上のことから、人口移動が閉鎖的である北海道においては、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」の志願者は自ずと道内中心になるものと予想される。同時に、北海道の特異な人口動態に伴う人々の生活課題解決に向けて、札幌市圏域から遠隔地での社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーカーの必要性からも、卒業生の大多数は、北海道でソーシャルワーカーとして新たに就労したり、継続して就労することを期待している。同時に、札幌市圏域外の遠隔地の市町村で就労する人材を養成していくことを推進していきたい。現実には、ソーシャルワーカーが配置されていない市町村は札幌市から遠隔地であるため、ICTを活用して、遠隔地でもアクセスできるソーシャルワーカー養成の仕組みを創りあげていく。

ソーシャルワークは、実学の側面が強く実践とのつながりで修得していく実習を重要視する。実習登録先については、社会福祉士についても、精神保健福祉士についても、北海道内での実習を中心に、全国で実習できる体制とした。社会福祉士の実習については、本法人は「つしま医療福祉グループ」のひとつであり、同じグループである社会福祉法人ノテ福祉会の協力を得て、地域共生社会型の実習を推進していく。社会福祉法人ノテ福祉会は札幌市を中心に8カ所の特別養護老人ホームを含め全88カ所の事業所で構成されているが、できる限り在宅生活が続けられる「小規模多機能型居宅介護看護」や「24時間定期巡回随時対応型サービス」を展開するだけでなく、社会福祉法人の公益事業として、地域の生活困窮者への食事の宅配、生活支援、洗濯、緊急時コールといった「地域貢献事業ライフサポート」を展開しており、地域共生社会の実現に貢献している。こうした事業に実習で参加することにより、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」の目的である地域共生社会の構築に貢献できる人材養成を進めていく。

同時に、スクーリングについては、札幌市内の本学で実施することとし、ICTの技術も高まってきたことから、できる限りハイブリッドで対応できる工夫をすることとする。特に、ICTを活用する演習についてのスクーリングについては、学内教員による教材開発チームを立ち上げ、コミュニケーションや省察を深めることができるコンテンツの開発に努めることにする。

なお、通信教育での最も大きな課題は、学生のドロップアウトを抑え、卒業率を高めることが求められる。現状での通信教育では、卒業まで至らない中退学生の比率はあまり公表されていないが、卒業率が9割を超える大学から数%の通信制大学があると言われている。そのため、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」では、卒業率が高い通信制大学で行っている工夫を参考にして、具体的には以下の観点から、卒業率を高めていきたい。

- ① 専任教員がチューターとして配置される。前期2回、後期2回の個別面談のほか、授業や生活を含めて常に相談相手となる。
- ② 指導補助員を配置し、授業の補助や学習の進捗状況に応じて個別に対応する等、オンライン上またはキャンパスで学生からの相談対応を行う。
- ③ 常勤だけでなく、研究や教育に秀でた非常勤の教員を採用し、魅力のある講義や

ゼミを行うことで、学生の学修への意欲を高めていく。

- ④ オンラインでの講義においては、モチベーションを維持し継続的に学習できるよう、教科書に基づく自主学修よりも、オンデマンドでの授業等を中心にし、教材開発を行うために、教員による教材開発チームを中心に、相互に学び合う仕組みを作る。
- ⑤ 出来る限りのスクーリング科目をインターネット上から受講できるように整備し、学生たちに負担なく多様な学修ができる環境を提供する。
- ⑥ eラーニングやオンラインテスト等 ICT を駆使し、極力学生の負担が減るよう工夫する。
- ⑦ 演習についてはスクーリングを有効に使い、同時にメディアでの多様な機能を駆使して、できる限り、教員や他の学生がコミュニケーションをとり、演習を学修できるようにする。
- ⑧ 実習については、実習担当教員と実習指導者との緊密な連携を図り、学生は実習担当教員と常時連絡が取れる体制を確保することで、実習時の学生の相談に応じられるようにしておく。

6. 教育研究上の目的、人材養成の達成目標及び学位授与の方針

本学は、基本理念「人は人を愛し、人にふれることによって、自らも成長する」のもとに、これからの社会で必要とされる保健、医療、介護、福祉の専門職業人を育成するため「幅広い知性と豊かな感性のもとで、人間を尊重する態度と高い倫理観、人間を統合的な存在として理解する能力、他者への共感的理解と援助的人間関係の形成能力、多様なチームとの連携・協働力、科学的思考と問題解決能力、継続的な主体的学修能力を授けるとともに、専門分野の基礎・基本となる知識及び技術と専門職業人としての態度を教授する」を教育目的とし、地域社会に対する教育機関としての役割を果たしてきた。

そのうえで、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」では、以下のような養成する人材像、教育目標、ディプロマ・ポリシーを定める。それぞれの関係図を【資料16】で示す。

(1) 養成する人材像

本学の基本理念に基づき、ソーシャルワーク学科の養成する人材像は、以下のとおりである。

1. 地域共生社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材
2. 利用者主体で、個人やその家族等の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援・集団支援）できる人材
3. 住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）ができる人材
4. 個人や家族等への支援である個別支援・集団支援と、地域への支援である地域支援を連続して支援できる人材

(2) 教育目標

こうした人材養成を達成するため、本学科の教育目標を以下のように定める。

1. 保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識や多職種連携の方法について理解し、ソーシャルワークについて理解できるようになる
2. 利用者やその家族等の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援・集団支援）できるようになる
3. 地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）できるようになる
4. 個別支援・集団支援と地域支援を連続して支援することができるようになる

(3) ディプロマ・ポリシー

本学の基本理念、「ソーシャルワーク学科の養成する人材像」及び教育目標に基づき、ソーシャルワーク学科における卒業時の到達目標である学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）は、以下のとおりとする。

1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を統合的な存在として理解する能力を身につける
2. 保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識や技術に関する能力を身につける
3. 利用者主体の生活支援として、ソーシャルワークの展開過程を実施できる能力を身につける
4. 利用者やその家族等の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援・集団支援）する能力を身につける
5. 地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）する能力を身につける
6. 個別支援・集団支援から地域支援、地域支援から個別支援・集団支援への連続した支援ができる能力を身につける

第2章 学部・学科等の特色

1. 通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科の特色

(1) 地域共生社会構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる教育 (DP2)

北海道の個々の市町村においては、地域包括ケアシステムの確立を、さらには地域包括ケアシステムを深化させた地域共生社会の構築を目指している。地域包括ケアシステムや地域共生社会の構築のために、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等の専門的知識をもとにしたソーシャルワークの実践と地域や多職種との連携が不可欠であり、これらを学修できる教育課程を編成する。「地域医療連携とチーム医療」では多職種連携能力を高めていく。また、「医療ソーシャルワーク論」では、医療場面に特化させ、ソーシャルワーク能力を養うことを目的としている。

さらに、多職種連携に必要なコミュニケーション能力を学修するため、1年次から「人間関係とコミュニケーション」の科目を配置し、また「ソーシャルワーク演習」の中でもコミュニケーション能力の基盤となる基礎的な知識を実践的に身につけられるようにしている。さらに、つしま医療福祉グループの現場職員による講義、「基礎演習」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」などの科目で、ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）などのアクティブ・ラーニングを用いて、少人数教育の中で他者との連携について学びを深めていく。

学外講師やゲストスピーカーに、つしま医療福祉グループの職員を活用することによって、現場の体験を生かしたより実践力を持った人材を養成する学修を進めていく。

（2）利用者主体で、個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）できる教育（DP3）

福祉サービスを必要としている人や家族の地域での自立支援のためには利用者主体で個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施する個別支援が必要であり、これらを学修する教育課程を編成する。

「ケアマネジメント論」では個別支援の核となるケアマネジメントの方法を習得させることを目的としている。「リハビリテーション論」「福祉用具と福祉機器」「ICFの理解」では、ICF（国際生活機能分類）の考えに基づき個人と環境の関係で、個別支援を図っていく視点を養うことを目的としている。

さらに、「ソーシャルワーク演習」などにおいてソーシャルワーク技術を学修し、フィールドワーク、インターンシップ、ソーシャルワーク実習等により、実践的な体験を通じて学びを深めていく。

（3）住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）ができる教育（DP4・5）

従来からの分野・対象別のサービス提供や相談業務、さらには地域づくりでは、そこから抜け落ちる人々や、対応が難しい人々や世帯が存在する。それらは、8050問題で象徴される生活課題を抱える対象者が複数いる世帯、引きこもりに象徴される制度の狭間にある人々、また一人暮らし認知症の人に象徴される必要であるがサービス利用を求めない人々であり、そうした人々へはただの個別支援だけではなく、対象・領域別を超えた地域住民全体の課題を明らかにし、その解決を図ることで、地域づくりを進めていく地域支援が求められている。こうした地域支援を学修できる教育課程を編成する。

「地域医療連携とチーム医療」や「持続可能社会と地域医療福祉経営」がある。「地域医療連携とチーム医療」では、地域でのネットワークづくりについて習得させることを狙いとしている。「持続可能社会と地域医療福祉経営」では、地域の問題解決能力を高め、地域支援を連続して行うことを目的としている。地域での組織間ネットワークを作り、地域の能力を高めていくことで、地域支援の基本を学習することになる。

(4) 個人や家族への支援である個別支援・集団支援と地域への支援である地域支援を連続して支援できる教育 (DP6)

対象者の地域生活を継続的に支援していくには、アセスメント、支援計画の作成・実施、モニタリングの PDCA サイクルで、個別支援・集団支援と地域支援を一体的に連続して実施することが求められている。この連続性を持たせることを目的に、「ソーシャルワークの原理」では、個別支援・集団支援と地域支援の方法を学修させ、さらに両者の一体的支援について具体的に修得させることを目的にしている。これにより、個別支援・集団支援と地域支援を合わせたソーシャルワークの一体的方法を習得することを旨とする。

(5) 専門的知識・技術の獲得のための実践的教育 (DP1・2)

保健・医療・福祉などに関する専門的な知識・技術を学生が獲得するのは本学の使命であり、こうした学修を可能とするため、手厚い教員数の配置により、少人数教育を可能とし、多くの授業の中でより実践的な知識と技術を学修するために、ケーススタディ (CS) や問題解決学習 (PBL) を活用する。

こうした学修を可能とするため、「基礎演習」を1年次に配置して大学における学修について早期に習熟できるようにきめ細かい指導をし、3、4年次の専門演習においても、CS や PBL を活用し、保健・医療・福祉に関する専門的な知識・技術を獲得する学修を可能とする。これらの学修により、各人が社会でソーシャルワークを実践していくために必要な資格取得も可能とする。

さらに、本学との関係が深いしま医療福祉グループは多数の社会福祉施設や医療機関を運営しており、それらの施設と連携できる強みを生かし、地域貢献センターと連携して施設への見学や体験、実習、現場職員からの生の講義などを1年次から導入する実践的教育を行う。これにより、現場に即した知識・経験を獲得することが可能となる。

第3章 学部・学科等の名称及び学位の名称

1. 学科の名称及び学位の名称

(1) 「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科 : Distance Education Course, Faculty of Comprehensive Social Work, Department of Social Work」

本学科は、地域共生社会を実現するために、これまでの対象・領域別を超えた、個人や家族から地域を支援の範疇に入れたソーシャルワークが実践できる人材を養成するために、ソーシャルワークに関する知識・技術の修得を学修の中心とする趣旨から、名称を「ソーシャルワーク学科」とする。

「学士 (社会福祉学) : Bachelor of Social Work」

高度なソーシャルワークが実践できる能力を身につけた人材に授与するものとして、学位名称を「学士 (社会福祉学)」とする。

第4章 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科

(1) 教育課程の編成の考え方

本学の基本理念「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」の養成する人材像」及び教育目標を達成するために、通信教育課程を「基礎教育科目」「専門基礎教育科目」「専門教育科目」の3区分で編成し、大学教育を修めた社会人として必要な基礎知識とともに、福祉や医療分野で働く専門職に求められる知識・技術の修得を目指し、さらにはケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を通じて、より実践に基づいた高い実践力を育てることを目指している。

基礎教育科目は、人権や多様な個性を尊重し、利用者が主体的に関わる能力を育成するために、土台となる基礎知識と豊かな人間性を養うことを重視した科目を配置し、「人間と文化」「人間と社会」「健康科学」及び「語学」に分類した。

専門基礎教育科目は、保健・医療・福祉の専門性を持つために必要な基礎知識や技術、ICF（国際生活機能分類）の視点、多職種との連携、地域での実践及び福祉や医療等の情勢、経営や管理運営の基礎を学ぶための科目を配置した。本科目は、専門教育科目の理解につなげることを目的としている。その中で「社会福祉の基礎」「経営の基礎」に分類した。

専門教育科目は、ソーシャルワークで求められる知識と技術を確実に修得すること、さらにソーシャルワークの専門職として質の高い支援を実践するための知識と技術を修得するための科目を配置した。「ソーシャルワークの理論と方法」及び「管理運営の実践」において、知識・技術を学び、「ソーシャルワーク演習」においては演習を通して知識と技術を統合し、「ソーシャルワーク実習」ではこれまで学んだものを、実践できるよう具体化していくことが目的である。さらに「総合科目」として、「基礎演習」「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」の3科目（6単位）を必修とし、「卒業研究」（4単位）は選択科目とする。体験学修や事例検討などを行うことで高い実践力を育てることを目指す。

科目とディプロマ・ポリシーとの具体的な対応関係を全シラバスに示し、履修モデルごとのカリキュラム・マップで修得できる科目の配置を示した【資料17】。

また、カリキュラム・ツリーには、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連性、さらに科目履修の順序と配当年次を示し、知識と技術を、年次を追って体系的に修得できるように発展させることができるように教育課程を編成した【資料18】。

(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー：CP）と特色

「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」では、保健・医療・福祉分野において、これまでの枠の中での狭い範囲のソーシャルワークではなく、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯への支援を分野横断的かつ包括的に考え実践できる専門的知識と技術を備えた人材を養成するため、以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成する。

なお、編成にあたっては、ソーシャルワーク学科のディプロマ・ポリシーに基づ

き、科学的思考をもって主体的に学修する能力を養うため、講義、実習、演習を組み合わせ、科目に適した形態の授業を編成した。そのための教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を以下に示す。

通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科のカリキュラム・ポリシー

1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために、基礎となる知識と豊かな人格を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する
2. 包括的な支援に必要な専門職かつチームの一員として、社会福祉と経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する
3. 福祉サービスを必要とする人の支援を可能とするため、ソーシャルワーク及び経営に関する科目を専門教育科目に配置する
4. ケーススタディ (CS) や問題解決型学習 (PBL) を通して、アクティブ・ラーニングによる問題解決プログラムに関する科目を配置する
5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す

(3) 科目の設定とその理由

本学の理念、教育目標を達成するために設定する個々の科目の構成は、科目間の関連性や、知識の積み上げを考慮し、「基礎教育科目」「専門基礎教育科目」「専門教育科目」の3つの区分に大別する。さらに学生が自身の目標や将来像に照らして履修すべき科目を選択しやすいよう、この3つの区分の中でテーマごとの領域に細分化して示している。

①基礎教育科目 (卒業要件：24単位以上)

基礎教育科目は、一般的な教養科目を基盤とし、カリキュラム・ポリシー (CP1)のもと、人権や多様な個性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために、土台となる基礎知識と豊かな人間性を養うことを重視した科目を配置した。保健・医療・福祉に関連する分野に貢献する者として備えておくべき知識や考え方、これら分野において対象となる人間そのものや、人間としての生き方などを学ぶことを目的としている。

科目をテーマごとに「人間と文化」「人間と社会」「健康科学」及び「語学」に分類し、24単位以上を卒業要件と定め、幅広く偏りのない知識基盤を築くことを意図した。また選択の自由度を高めるため、科目数を広く設定するよう配置した。

ア. 人間と文化 (10単位以上)

配当年次を1・2年次とし、文化や社会生活に関連する科目を配置し、サービスや対人支援に携わることを想定し、人間理解の重要性を踏まえた科目を中心に配置した。科目選択の自由度を上げるため、広範な教養科目を設置し11科目19単位の中から10単位以上を履修させる。

社会福祉士養成の指定科目である「心理学と心理的支援」を必修とする。

イ. 人間と社会 (8 単位以上)

配当年次を主に 1・2 年次とし、社会科学分野の基本的な知識、教養を身につけるための科目を配置している。「法学入門」を必修とし、「政治学入門」「経営学入門」「マーケティング入門」「会計学入門」など入門科目が中心となる。「家族社会学」については、これらの科目を学修したうえで効果をもたらすことから、配当年次を 3 年次とした。12 科目 20 単位のうちから 8 単位以上の修得を必要とするが、社会福祉士養成の指定科目である「社会学と社会システム」については必修とする。

ウ. 健康科学 (2 単位以上)

配当年次を 1 年次とし、健康科学に関する科目、「生活科学」、「環境科学」、「健康とスポーツ」を設置し 3 科目 4 単位の中から 2 単位以上を履修させる。

エ. 語学 (4 単位以上)

日本語を含めた 4 か国語を学べる科目配置である。「日本語表現」は、近年のコミュニケーション能力の課題である読解力や文章力、レポートの書き方など大学生に必要な母国語の知識を正しく学び、社会人基礎力としての正しい敬語やビジネス文書の作成等ができるよう、その基礎力を養う。外国語では、国際社会での活躍や、本学とも関係の深い中国、韓国など近隣アジアの言語を学ぶ機会とし、交流の際の強みとなるよう「英語」「中国語」「韓国語」を学ぶ科目を配置した。また、「英語」は「基礎」「実践基礎」「実践応用」と積み上げ、より高度な英語力を身につける機会を提供できるようにしている。これら 6 科目 12 単位のうち 4 単位以上の履修を卒業要件とする。

②専門基礎教育科目 (卒業要件 : 52 単位以上)

専門基礎教育科目は、保健・医療・福祉に携わる一員として基礎的な専門知識獲得と多職種連携と地域における実践を重視するため、保健・医療・福祉の専門性を持つために必要な基礎知識や技術、多職種との連携、地域での実践及び経営を学ぶための科目を配置した。

本科目の修得は、専門教育科目の理解につなげることを目的としている。その中で「社会福祉の基礎」「経営の基礎」に分類し、主に 1 年次から 3 年次を中心に履修できるように科目を配置した。

ア. 社会福祉の基礎 (48 単位以上)

ソーシャルワーク学科での学びとして、修得しておきたい保健・医療・福祉に関連する基本的な知識を修得できるよう配置した科目区分である。「医療福祉とマネジメント」(2 単位)と「社会福祉の原理と政策 I・II」(4 単位)、「ソーシャルワークの原理」(2 単位)、「ソーシャルワークの基盤と専門職 I」(2 単位)は、ソーシャルワーク学科の学びの根源であるため、1 年次の必修科目とし、大学 4 年間を通して保健・医療・福祉に関わり、社会に貢献する者としての動機づけも意図している。2 年次では「地域福祉と包括的支援体制 I・II」「社会保障 I・II」を必修科目とし、地域における実践の理解や、社会保障制度の理解を目指す。

また、ICF (国際生活機能分類) の視点を学ぶ科目として、「ICF の理解」を必修

とし、「医学概論」「リハビリテーション論」「障害者福祉」「ケアマネジメント論」の科目を配置し、理解を深める。

福祉の支援を必要とする各対象分野の「貧困に対する支援」「障害者福祉」「高齢者福祉」「児童・家庭福祉」などの科目を配置し、保健・医療・福祉に関わる人材に必須と考えられる対象の理解と、具体的な制度や支援の技術を修得できる科目を配置している。

また、「医療ソーシャルワーク論」や「保健医療と福祉」を通じて、医療機関におけるソーシャルワークの理解や医療倫理、ソーシャルワーカーの役割、多職種連携などを学ぶ。

さらには、諸外国の医療・福祉を理解する科目として「国際医療福祉論」の科目を配置することで、履修する学生の興味や将来への視野を広く持てるよう配慮した。

そのほか、「カウンセリング」「ケアマネジメント論」等の対人援助職において重要な科目も、学生の将来によっては単なる知識のみではない実践的な能力が問われる場面も多く想定されるため、学生自身がその必要性を考えて選択履修できるように配置している。

14科目 27単位が必修であり、13科目 25単位を選択科目として配置し、48単位以上を修得する。

イ. 経営の基礎（4単位以上）

福祉や医療分野における基礎的な経営科目として3科目 6単位を配置する。「福祉サービスの組織と経営」及び「介護施設経営」は必修とし、経営の基礎を理解することや、地域における連携などを学ぶことを目的とし、ソーシャルワークにおいても必要となるマネジメントについても学修する。

2科目 4単位が必修であり、1科目 2単位を選択科目として配置し、4単位以上を修得する。

③専門教育科目（卒業要件：48単位以上）

専門教育科目は、福祉や医療分野で求められるソーシャルワークを実践できる能力（知識と技術）を確実に修得すること、さらに社会人として実践現場で仕事をする際に、専門職として質の高い支援を実践するための知識と技術を修得するための科目を配置する。また、各人の将来目標に応じた資格取得を実現するための科目を配置する。

専門教育科目は「ソーシャルワークの理論と方法」「管理運営の実践」「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク実習」「総合科目」に分類し、以下のように科目を配置する。

ア. ソーシャルワークの理論と方法

ソーシャルワークを実践できる能力の知識・技術についての講義科目を中心に15科目 36単位を配置する。「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ」「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ～Ⅵ」などのソーシャルワークに関する講義科目のほか、精神保健福祉士養成の指定講義科目を配置する。ソーシャルワークの知識・技術の修得を

涵養し、演習科目、実習科目へとつなげていく。

また、「認知症ケア論」では、認知症という疾患が多様で複合的な症状を呈するものであり、また、認知症のその人だけでなく、家族や地域の問題としての対応が求められるものでもあるため、時間をかけて理解する必要がある、大学の附属施設に「認知症研究所」を持つ利点を活かした特徴的な科目として配置する。

イ. 管理運営の実践

管理運営の科目として3科目6単位を配置した。マネジメント理論の修得科目として、「経営管理論」を配置した。保健・医療・福祉分野から地域を対象とした課題解決のための科目として、「持続可能社会と地域医療福祉経営」「ソーシャルビジネス」を配置し、地域社会と事業の創造について学び、公共性の高い事業である保健・医療・福祉による地域の活性化や社会貢献への期待に応えられるよう、知識基盤を築くことができる科目を配置した。ただし、これらの科目はソーシャルワークをより発展させていく科目であり、選択は学生の主体性に任せる。

ウ. ソーシャルワーク演習

知識と技術を具体化していくために、ケーススタディ（CS）など様々な学びの手法を提供する演習科目として、「ソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅳ」の演習科目を配置する。「ソーシャルワーク演習Ⅴ～Ⅶ」については、精神保健福祉士を目指す者を対象とした科目となる。

ICF（国際生活機能分類）の視点やソーシャルワークの知識・技術を、アクティブ・ラーニングを用いた演習科目での学びを通じて、より実践力高め、実習科目と関連づけていくことを目指す。

エ. ソーシャルワーク実習

「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ」の実習科目を配置する。専門基礎科目や専門科目の「ソーシャルワークの理論と方法」「管理運営の実践」「ソーシャルワーク演習」の科目で学んできた知識・技術について、実際の保健・医療・福祉分野の現場で一定時間数の実習を行うことで、知識・技術の理解と獲得を目指し、また自分自身の現状及び課題に気づき、さらなる学びに向かう姿勢を涵養していく。

配属実習前の実習指導、実習時における巡回訪問指導並びに帰校日指導、配属実習後の事後指導など、科目との連動を意識していく。

オ. 総合科目

科目での学びについて演習を通じて総合的に理解することを目的とし、「基礎演習」「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」の3科目（6単位）を必修として配置する。「卒業研究」（4単位）は選択科目として配置する。

演習科目では、知識の定着を図り、きめ細かい学修を可能とする個別・少人数指導を重視した教育を行うため、少人数制のゼミナール形式とし、学生個々の目指す

進路に向けてテーマを定め、調査・研究することにより、その専門性を探究できるよう支援する。

「基礎演習」は1年次に開講し、体験学習も含め、4年間の学びに向け、調査・研究の手法の基礎やゼミナールの展開の理解を中心として進めていく。

「専門演習Ⅰ」は3年次に、「専門演習Ⅱ」は4年次に開講し、ゼミナールを通じて、ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を行い、実践力を涵養する。さらに、自らの研究や他の学生の研究について、ディスカッションを重ねながら展開し、学生個々の目指す進路に向けてテーマを定め、調査・研究することにより、その専門性を探究できるよう支援していく。卒業研究とも関連させながら、4年間の学びの集大成とする。

「卒業研究」を選択する学生には、それらの成果を論文にまとめるまでの指導を行い、大学卒業以降の高度専門教育への進学など将来の選択肢の拡大を支援するものとする。

第5章 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法

教育課程で定めた専門職として求められる知識と技術を確実に修得すること、さらに社会人として医療現場で仕事をする際に、高度専門職業人として質の高い実践をするための知識と技術を修得するための科目を4年間で効率よく履修できるように、履修年次を定め各年次に配当された授業科目を履修させる。授業は、講義、演習、実習から構成し、知識の理解を目的とする教育については「講義」、態度・志向性及び技能の修得や事例検討等の討議による教育については「演習」、理論的知識や技能を実務に応用する技術を身に付けることを目的とする教育については「実習」形式で行い、バランス良く配置した。

一部の科目において、文部科学省が学習・指導方法の改善として推進しているアクティブ・ラーニング（ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL））を導入する。アクティブ・ラーニングとは、学生がグループワークやディスカッションを通じて能動的に授業に参加する授業法である。特に演習科目などにおいて、課題研究や問題解決型学習（PBL）、プレゼンテーションなど、学生が主体となり授業に参加する形態を採用する。ICT機器を活用し、教員と学生が双方向につながる授業を実施する。

これにより、授業中において議論し、結論をまとめる能力を学修し「知識の定着」や「知識活用による問題解決能力の育成」につなげ、さらにコミュニケーション能力も身に付ける。

2. 履修指導方法

(1) チューター制度

学生全員が入学と同時に少人数のグループに所属し、それぞれに専任教員、兼任教員、指導補助員がチューターとして配置される。前期2回、後期2回の個別面談

のほか、授業や生活を含めて常に相談相手となる。

さらに、1～4年次の各学年の前期、後期の授業開始前にガイダンスを開催し、開講科目の説明や履修指導などの学修支援を行う。

(2) 指導補助員の配置

専任教員や兼任教員などの科目を担当する教員の負担を軽減し、かつ学生の学修生活を支えていく役割を担う指導補助員を配置し、授業の補助や学修の進捗状況に応じて個別に対応する等、オンライン上またはキャンパスで学生からの相談対応を行う。

主な業務内容は以下のとおりである。

- 1) 担当教員からのメッセージや学生からの質問に対して回答
- 2) 掲示板の管理や出席状況の確認、学修進捗状況が遅れている学生への問い合わせ
- 3) 小テストの採点や添削の補助
- 4) 面接授業（スクーリング）の調整及び当日の運営

(3) 履修方法

入学時にオリエンテーションを実施し、本学で学ぶ意義や目的、教育理念、教育目標から4年間で育成目標とする能力を踏まえて、卒業後の進路や将来的な展望を考慮して学修することができるガイダンスを行う。

さらに、カリキュラム・ツリー【資料18】では、それぞれの科目がどの領域に含まれ、履修していくことで得られる知識の全体的な把握が容易にできるよう履修モデル【資料19】を提示する。

通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科は、社会福祉士取得が基本であるが、そのほか精神保健福祉士を目指すことができる。入学時に全学生にオリエンテーションを実施し、精神保健福祉士養成については1年次の面談等によって指導し、希望者を募る。3年次編入の学生には3年次編入時にオリエンテーションを実施し、精神保健福祉士養成について面談等によって指導を行う。

具体的には、履修モデルやカリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップを提示しながら、カリキュラム編成の基本的な考え方、履修方法、学修方法、及び健康管理、大学施設内の利用に関する説明などを指導する。

履修モデルは、通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科には、社会福祉士国家試験受験資格取得を目指すモデルと、社会福祉士と精神保健福祉士の2つの国家試験受験資格取得を目指すためのモデルの2つがある。

(4) 履修指導体制の整備

①履修の指導は、チューターや所属する演習教員、指導補助員が担当する。学生の履修方法や生活全般に関する相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

②すべての授業科目においてシラバスを作成し、授業の概要、対応するディプロマ・

ポリシー、到達目標、授業計画、成績評価方法、教科書、授業時間外学修の内容・分量について学生に明示する。

③学修目的に合わせて、授業科目が体系的に関連付けて学修できるように時間割を編成する。

3. 卒業要件

本学は、単位制を採用する。各授業科目を履修し、試験は、学則に定める単位修得条件を満たすことで単位が認定される。単位の計算は、講義・演習については、15時間から30時間をもって1単位、実習については30時間から45時間をもって1単位とする。卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得した者とする。3年次編入の場合は、2年以上在学し、62単位以上を修得した者とする。各領域の必要な単位数は、以下に最低限のものを示す。

(1) 通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科

①基礎教育科目

基礎教育科目は32科目あり、必修を含め24単位以上修得しなければならない。このうち、「人間と文化」の領域からは10単位以上、「人間と社会」の領域からは8単位以上、「健康と科学」からは2単位以上、「語学」の領域からは4単位以上とする。

②専門基礎教育科目

専門基礎教育科目は30科目あり、52単位以上修得しなければならない。このうち、「社会福祉の基礎」の領域は48単位以上、「経営の基礎」の領域は4単位以上とする。

③専門教育科目

専門教育科目は35科目あり、必修科目を含めて48単位以上を修得しなければならない。そのうち、総合科目として「基礎演習」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の6単位を必修とする。

④履修上の注意事項

履修上の注意事項は以下のとおりである。

- ア. 年次を指定して配置している授業科目は、当該年次の学生または上級年次の学生が履修することとする。
- イ. 社会福祉士、精神保健福祉士国家試験受験資格を得るために必要な科目の履修については、担当教員が責任をもって指導する。

⑤成績評価

成績評価は以下のように行い、GP (Grade Point) でも評価する。

成績評価については、90点以上を「AA」の「秀」、80点以上を「A」の「優」、70点以上を「B」の「良」、60点以上を「C」の「可」、60点未満を「D」の「不可」の5段階の評価で表す。

また、GPは、「AA」は4.0、「A」は3.0、Bは2.0、Cは1.0、不合格は0.0とする。

評点	区分	成績評価		GP
100～90点	合格	AA	「秀」	4.0
89～80点		A	「優」	3.0
79～70点		B	「良」	2.0
69～60点		C	「可」	1.0
59点以下	不合格	D	「不可」	0.0
認定科目	合格	N		

評価にあたっては、各教員がシラバスで明記している。出欠で評価することせず、原則として学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」をもとに評価する。

⑥履修科目の年間上限（CAP制）

本学では、1単位の単位修得に必要な学修時間を確保し、学修の質の向上と学修の効率化をはかるために、履修登録科目数の上限制度であるCAP制を学年ごとに導入する。単位数は以下のとおりである。

年次	1年	2年	3年	4年
1年間の上限 (単位数)	45単位	45単位	45単位	45単位

※5年以上についても単位数の上限は同じである。

※3年次編入で社会福祉士と精神保健福祉士の同時取得を目指す場合、必要な科目については、上限を超えることは可能とする。

⑦教育課程と指定規則との対比

本学の教育課程は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則に定める教育内容（別表第一）に適合しており、社会福祉士、精神保健福祉士国家試験受験資格を修得することができる【資料20】。

第6章 編入学定員

3年次編入学を設定し、定員を1学年100人とする。

1. 既修得単位の認定方法

本学に入學する前に、大学、短期大学、専修学校専門課程等で修得した授業科目、単位、学修時間は、教育上有益と本学が認定したうえで、1年次及び2年次において合わせて62単位（内訳は下記表）を上限として修得したものと認める。なお、修得したとみなす授業科目、単位は、本学の授業科目をもとに、本学が個別に評価し、認定する。

基礎教育科目 20 単位	専門基礎教育科目及び専門教育科目 42 単位	合計 62 単位
--------------	------------------------	----------

また、個別認定にあたっては、3年次編入希望者の既修得単位を本学の単位として個別に認定する。既卒学校の成績証明書並びに当該科目のシラバスまたは相当する書類を入試前に本学に提出し、教員で構成される審査チームで審査される。

チームは、教員最大26人で構成され、ソーシャルワーク学科の教員を中心に、多様な学生の受け入れを想定し、両学部横断でさまざまな領域を専門とする教員を含む。内訳は、通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科専任教員6人、ソーシャルワーク学科専任教員10人、介護福祉マネジメント学科専任教員3人、保健医療学部専任教員7人。

2. 履修指導方法

編入学後の学修指導については、教務委員及び指導教授を中心にプレオリエンテーション（編入学前の学校等における学修内容の聴取及び本学科における教育課程、履修方法、履修モデルなどの説明等）及びオリエンテーション（単位認定とゼミの振分け等）を実施する。

社会福祉士受験資格取得のみと、社会福祉士・精神保健福祉士の両受験資格取得を2年間で可能とする3年次編入生のための履修モデルを2種類作成している（資料19-2）。この履修モデルにもとづき、入学時の履修選択の際にチューターと指導補助員が、個別認定を行った科目を考慮しながら、履修指導を行う。

既修得科目を個別認定するため、卒業要件となる単位の区分や数が定まらず、個別の学生に対して固定的な履修モデルを当てはめることは現時点では難しいが、既修得科目のみならず、大学を卒業（または中退）していたり、短期大学・専修学校などを卒業し、本学の学部の専門知識をある程度有している者、比較的高い専門性を有する職業に就いているが、リカレント教育により知識と学術を深め、キャリアアップしたい者に対し、それらを可能とするように履修指導していく。

履修単位が多く、学生が単位修得に困難が生じそうな場合、チューターや指導補助員が面談などを通して2年間を超える履修についても指導していく。

卒業要件に関して、各学生がそれまでに修得してきた科目を個別に審査し、基礎教育科目、専門基礎教育科目、専門教育科目の必修、科目区分内で不足している科目は、不足している単位数分の科目取得を必須とし、指導する。

編入学後の学修指導については、教務委員及び指導教授を中心にプレオリエンテーション（編入学前の学校等における学修内容の聴取及び本学科における教育課程、履修方法、履修モデルなどの説明等）及びオリエンテーション（単位認定とゼミの振分

け等)を実施する。さらに、履修単位が多く、学生が単位修得に困難が生じそうな場合、チューターや指導補助員が面談などを通して2年間を超える履修についても指導していく。

3. 教育上の配慮

卒業に必要な単位や社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格の修得が容易にできるよう選択の幅を広げるなどの配慮を行い、2年間で卒業要件を満たすよう履修指導を行うとともに、実務経験がある場合に実習等が免除となる可能性があるため、編入時に相談に応じ、必要な助言を行う。

履修単位が多く、学生が単位修得に困難が生じそうな場合、チューターや指導補助員が面談などを通して2年間を超える履修についても指導していく。

第7章 実習の具体的計画

1. 通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科

(1) 社会福祉士

①実習の目的

「ソーシャルワーク実習Ⅰ」では、ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養うとともに、支援を必要とする人や地域の状況をICF(国際生活機能分類)の視点を踏まえた社会生活モデルに基づきアセスメントし、その生活上の課題(ニーズ)について把握する。その把握した課題に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した問題解決プログラムの作成、実施及びその評価ができる能力を修得する。

さらには、包括的・重層的な地域生活支援に必要な関連分野の専門職との連携のあり方、及びその具体的内容を実践的に理解する。

②実習先の確保の状況

北海道を中心に全国各地でソーシャルワーク実習を行うことができるよう、64カ所、219人分の施設および機関を確保し、承諾を得ている【資料21】。

承諾を得ている施設、機関は、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、放課後等デイサービス、社会福祉協議会、医療機関等であり、いずれも社会福祉士実習指導者講習会を修了した実習指導者が指導にあたることのできる施設、機関である。

③実習先との契約内容

実習内容は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令(令和2(2020)年3月6日文科科学省・厚生労働省令第1号)と社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて(令和元(2019)年6月28日 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室)に従い、「ソーシャルワーク実習Ⅰ要綱(案)」を作成した【資料22】。

実習施設との契約は、実習先に「ソーシャルワーク実習Ⅰ要綱」を明示し、理解を得たうえで実習承諾書を受領する。

実習の承諾に際しては、本学及び実習施設の責務を明確にするとともに、特に個人情報保護や事故防止の対応（事故防止・感染予防策）については、以下のとおりとする。

ア. 個人情報保護

個人情報保護については、「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに関する Q&A（事例集）平成 29 年 5 月 30 日 個人情報保護委員会事務局 厚生労働省」【資料 23】に基づくとともに、法的な守秘義務であることを踏まえた指導を徹底して行う。なお、実習中に知り得た利用者情報に関しては、実習生、実習指導者、実習指導担当教員が連携し個人情報管理に留意する。

イ. 事故防止・感染予防策

実習に備え、施設、機関における事故に対するリスクマネジメントや業務上起こりうる職業感染のリスクについては、つしま医療福祉グループにおける病院や社会福祉施設及び本学保健医療学部におけるリスクマネジメントなどの実践を参考にしながら学修する。

また、実習施設機関の指示に従い、感染症に関する抗原・抗体検査及び必要に応じた予防接種後の結果を書面にて報告する。特に、新型コロナウイルスなどの感染防止対策を徹底し、日々の検温、マスク着用、手指消毒といった基本的な対策はもとより、実習開始前を含む実習期間中の行動についても留意し、実習施設機関におけるルールに基づく行動を指導する。

④実習水準の確保の方策

実習は、社会福祉士関連講義科目、実習事前指導、実習指導者会議、施設・機関での実習、実習事後指導の順で行う。施設・機関での実習開始前に、実習で行う上で最低限必要な知識や技術の再確認を行い、実習がより円滑に進み、より深い理解につながるようにする。

実習期間中に実習担当教員は、実習施設・機関に訪問し、「ソーシャルワーク実習Ⅰ要綱」に記載した学修内容の遂行状況、学生の修得状況の確認を行う。実習終了後には、事後の実習指導を面接授業における演習形式で行うとともに、実習報告会において、実習の成果を確認するとともに、実習の問題点や課題を明確にし、次年度に向けて改善を図る。

⑤実習先との連携体制

実習施設の実習指導者との詳細な調整は、実習開始前年度に行う。また、実習を開始する前に実習指導者との会議を開催し、実習に関する目的、目標、課題の共通認識を図る。実習指導担当教員は、実習期間中に実習指導者と随時連絡をとり、学生の状況を把握し情報を共有する。

⑥実習前の準備状況（感染予防策・保険等の加入状況）

実習開始前においては、配属先の求めに応じ、健康診断または細菌 5 種（赤痢、サルモネラ、腸チフス、パラチフス、0-157）の検査を実施する。

なお、入学時に全学生を対象に、学生総合補償制度（Will）に加入する。補償概要は、「自身のケガへの補償」、「第三者に対する賠償責任への補償」、「実習中の感染事故防止の補償」、「共済制度」である。

⑦事前・事後における指導計画

ア．実習前指導

実習前に実習指導担当教員は、学生に対し、講義、演習を行い、目的、目標、課題を明確にする。具体的には、講義、演習において、各実習施設・機関におけるシステムや特徴などを説明し、実習の進め方や留意点について理解させるとともに、学生に対して、実習施設・機関の概要と実習課題・計画の事前課題を課し、それに基づき個別指導を実施する。

イ．実習後指導

実習指導担当教員は、個別の学生に対して実習の成果や問題点について、個別面談などにより状況を把握し、必要な指導を行う。

⑧教員及び実習を担当する教員の配置並びに巡回指導計画

実習時間数が 240 時間となっており、実習施設機関については、異なる機関・事業所の 2 カ所以上で行うこととし（ソーシャルワーク実習 I 巡回予定表参照）【資料 24】、1 つの機関・事業所において 180 時間以上の実習を必須とし、支援計画の作成、実施、評価といったソーシャルワークの一連の過程を網羅的に実践することとする。ただし、両方とも、学生との実習中の面談については、45 時間に 1 回の学生への指導が必要なことから、実習期間中に 6 回以上学生との面談を行う。そこで、本学の実習巡回担当教員または実習指導担当教員は、1 回目の実習期間中に実習施設・機関への訪問による面談を 4 回実施し、学生の実習状況及び問題点について面談による指導を実施する。

2 回目の実習期間中には、実習施設・機関への訪問による面談を 2 回にて、学生の実習状況及び問題点について面談による指導を実施する。

また、学生の状況に合わせ、適宜、実習施設の指導者との連絡を密に行い、メール、電話等によるサポートを実施し、学生の実習の学びが深まるよう配慮する。

なお、「ソーシャルワーク実習 I」を担当する教員は、専任教員 3 人、兼任教員 3 人、兼任教員 9 人を予定している。

⑨実習施設における指導者の配置計画

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について（平成 20 年 3 月 28 日付け社援発第 0328003 号）7 実習に関する事項（5）に該当する者で、社会福祉士の資格を修得した後、相談援助の業務に 3 年以上従事した経験を有するもので、社会福祉士実習指導者講習会の課程を修了した者であることを本学に

において、資格証、修了証の写しにより確認している。

また、相談援助業務の経験年数を記載した書類において資質の確認を行っている【資料 25】。

⑩成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、実習指導者からの実習評価表、学生が記録する実習日誌、実習レポート、巡回する実習巡回担当教員からの報告、実習終了後の実習報告会などの内容、実習総括レポートを合わせて、実習指導担当教員が総合的に評価し、教授会において単位を認定する。

⑪実習免除について

入学前に、指定施設において1年以上の相談援助業務の実務経験がある場合、実習免除を受けることを可能とする。実習免除申請書、実務経験証明書、実務経験申告書を提出し、教授会にて承認を受ける。免除される科目は、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」「ソーシャルワーク実習Ⅰ」である。

(2) 精神保健福祉士

①実習の目的

精神保健福祉士受験資格取得を目指す学生は「ソーシャルワーク実習Ⅱ」を通して、『精神保健福祉士としてのソーシャルに係る専門的知識と技術の理解』や『精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識』に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得するとともに、その生活実態や生活上の課題について具体的に把握する。

また、実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応し、問題解決するプログラムを作成できる能力を修得する。

さらには、包括的・重層的な地域生活支援に必要な関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

②実習先の確保の状況

北海道を中心としながらも全国各地で精神保健福祉士実習を行うため、20 ヶ所 61 人分の医療機関、及び 22 ヶ所 56 人分の事業所を確保し、承諾を得ている【資料 26】。

承諾を得ている病院、事業所は、精神科病院、就労継続支援 B 型事業所、就労移行支援事業所が中心であり、いずれも精神保健福祉士実習指導者講習会を修了した実習指導者が指導にあたることのできる病院、事業所である。

③実習先との契約内容

実習内容は、大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について（令和 2（2020）年 12 月 28 日付け文科高第 686 号、障発

1228 第 12 号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)に従い、「ソーシャルワーク実習Ⅱ要綱(案)」を作成した【資料 27】。

実習施設との契約は、実習先に「ソーシャルワーク実習Ⅱ要綱」を明示し、理解を得たうえで実習承諾書を受領する。

実習の承諾に際しては、本学及び実習施設の責務を明確にするとともに、特に個人情報保護や事故防止の対応(事故防止・感染予防策)については、以下のとおりとする。

ア. 個人情報保護

個人情報保護については、「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに関する Q&A(事例集)平成 29 年 5 月 30 日 個人情報保護委員会事務局 厚生労働省」【資料 23】に基づくとともに、法的な守秘義務であることを踏まえた指導を徹底して行う。なお、実習中に知りえる利用者情報に関しては、実習生、実習指導者、実習指導担当教員が連携し個人情報管理に留意する。

イ. 事故防止・感染予防策

実習に備え、病院・事業所における事故に対するリスクマネジメントや業務上起こりうる職業感染のリスクについては、つしま医療福祉グループにおける病院や社会福祉施設及び本学保健医療学部におけるリスクマネジメントなどの実践を参考にしながら学修する。また、実習病院・事業所の指示に従い、感染症に関する抗原・抗体検査及び必要に応じた予防接種後の結果を書面にて報告する。特に、昨年からの新型コロナウイルスなどの感染防止対策を徹底し、日々の検温、マスク着用、手指消毒といった基本的な対策はもとより、実習開始前を含む実習期間中の行動についても留意し、実習病院・事業所におけるルールに基づく行動を指導する。

④実習水準の確保の方策

実習は、精神保健福祉関連講義科目、実習事前指導、実習指導者会議、病院・事業所での実習、実習事後指導の順で行う。施設・期間での実習開始前に、実習で行う上で最低限必要な知識や技術の再確認を行い、実習がより円滑に進み、より深い理解につながるようにする。実習期間中に実習担当教員は、実習病院・事業所に訪問し、「ソーシャルワーク実習Ⅱ要綱」に記載した学習内容の遂行状況、学生の修得状況の確認を行う。

実習終了後には、事後の実習指導を面接授業において演習形式で行うとともに、実習報告会において、実習の成果を確認するとともに、実習の問題点や課題を明確にし、次年度に向けて改善を図る。

⑤実習先との連携体制

実習病院・事業所の実習指導者との詳細な調整は、実習開始前年度に行う。また、実習に入る前に実習指導者会議を開催し、実習に関する目的、目標、課題の共通認識を図る。実習指導担当教員は、実習期間中に実習指導者と随時連絡をとり、学生の状況を把握し情報を共有する。

⑥実習前の準備状況（感染予防策・保険等の加入状況）

実習開始前においては、配属先の求めに応じ、健康診断または細菌 5 種（赤痢、サルモネラ、腸チフス、パラチフス、0-157）の検査を実施する。

なお、入学時に全学生を対象に、学生総合補償制度（Will）に加入する。補償概要は、「自身のケガへの補償」、「第三者に対する賠償責任への補償」、「実習中の感染事故防止の補償」、「共済制度」である。

⑦事前・事後における指導計画

ア．実習前指導

実習前に実習指導担当教員は、学生に対し、講義、演習を行い、目的、目標、課題を明確にする。具体的には、講義、演習において、各実習病院・事業所におけるシステムや特徴などを説明し、実習の進め方や留意点について理解させるとともに、学生に対して、実習病院・事業所の概要と実習課題・計画の事前課題を課し、それに基づき個別指導を実施する。

イ．実習後指導

実習指導担当教員は、個別の学生に対して実習の成果や問題点について、個別面談などにより状況を把握し、必要な指導を行う。

⑧教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

実習時間数が 210 時間となっているが、ソーシャルワーク実習Ⅰの単位取得学生については、最大 60 時間まで免除することが可能となる。しかし、本学では、実習先、本人と綿密に打ち合わせを行い、学生の学び、経験が不足することのないよう対応していく。実習先としては、2 か所の実習施設・機関（精神科病院等の医療機関及び障害福祉サービス事業所・地域活動支援センターなど）に配属される。

精神科医療機関 90 時間以上、地域事業所 60 時間～120 時間と 2 領域での実習となるが、本学では医療機関 105 時間、地域事業所 105 時間を基本とし、4 年次の実習とする。学生との実習中の面談については、45 時間に 1 回の学生への指導が必要なことから、実習中に 5 回以上の学生との面談が必要となる。そこで、本学の実習巡回担当教員または実習指導担当教員は、1 回目の実習期間中に実習施設・機関への訪問による面談を 3 回実施し、学生の実習状況及び問題点について面談による指導を実施する【資料 28】。また、学生の状況に合わせ、適宜、実習施設の指導者との連絡を密に行い、メール、電話等によるサポートを実施し、学生の実習の学びが深まるよう配慮する。

なお、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」を担当する教員は、専任教員 1 人、兼任教員 3 人、兼任教員 4 人を予定している。

⑨実習施設における指導者の配置計画

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第 1 条第 8 項（平成 27 年

10月21日付け文科高第686号、障発1021第1号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)7実習に関する事項(3)に該当する者で、精神保健福祉士の資格を修得した後、相談援助業務に3年以上従事した経験を有するもので、精神保健福祉士実習指導者講習会の課程を修了した者であることを本学において、資格証、修了証の写しにより確認している。また、相談援助業務の経験年数を記載した書類において資質の確認し、配置している【資料29】。

⑩成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、実習指導者からの実習評価表、学生が記録する実習日誌、実習レポート、巡回する実習巡回担当教員からの報告、実習終了後の実習報告会などの内容を合わせて、実習指導担当教員が総合的に評価し、教授会において単位を認定する。

⑪実習免除について

入学前に、指定施設において1年以上の相談援助業務の実務経験がある場合、実習免除を受けることを可能とする。実習免除申請書、実務経験証明書、実務経験申告書を提出し、教授会にて承認を受ける。免除される科目は、「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅳ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」である。

第8章 通信教育を実施する場合の具体的計画

1. 通信教育によって十分な教育効果が得られる分野であるかについて

保健・医療・福祉分野においては、社会的ニーズは、団塊の世代の後期高齢者入りや児童虐待の問題、地域共生社会の実現からも窺えるとおり、これらに係わる人材養成に関しては、極めて高い需要があるものと考えられる。また、本学の前身である日本福祉学院では、これまで社会福祉士養成施設の通信課程として27年間、精神保健福祉士養成施設の通信課程として18年間の人材養成の実績があり、保健・医療・福祉の現場で働く中で社会福祉士の資格が必要であると痛感して入学した社会人や、保健・医療・福祉現場では働いていないが、今後において保健・医療・福祉現場での仕事に就くことを目指して入学してきた受講生が多くいた。したがって、通学が難しい地方在住の方や時間の制約があり通学課程での学びが難しい方などへの教育確保を目的として、新たに通信教育部を設置するものである。また、通学の環境は整わないが、通信教育であれば学ぶことが可能であるという社会人に対して、生涯学びを得る場の一つとして、社会のニーズに応えるものとなる。現在、北海道において、医療福祉系の通信教育部を置く大学がないこともあり、本学がその役割を担っていきたい。

令和4年度から総合福祉学部を設置する中で、令和5年度に通信教育部を設置することは、総合福祉学部ソーシャルワーク学科の教育内容を通信課程でも行い、一体的に運営していくことで教育環境を充実させて行く。

本学の教育研究分野では、eラーニングを活用することで、学生の生活スタイルに合わせた学修が可能になり、一定期間内に繰り返し学修を行うことができる。また、対面での演習や実習が必要な一部の科目については、eラーニングだけでなくクラス

ルーム授業（オンラインによる授業含む）や面接授業を行うことによって、十分な学修効果が得られるようにする。本学の e ラーニングを活用し、電子掲示板等を通じたディスカッションの場を設ける。

2. 教育・研究水準確保の方策

本学では、これまで培ってきた社会福祉士養成施設の通信課程として27年間、精神保健福祉士の養成施設として18年間の実績があり、令和4年度から総合福祉学部を開設し、令和5年度に通信教育部を設置する計画としている。

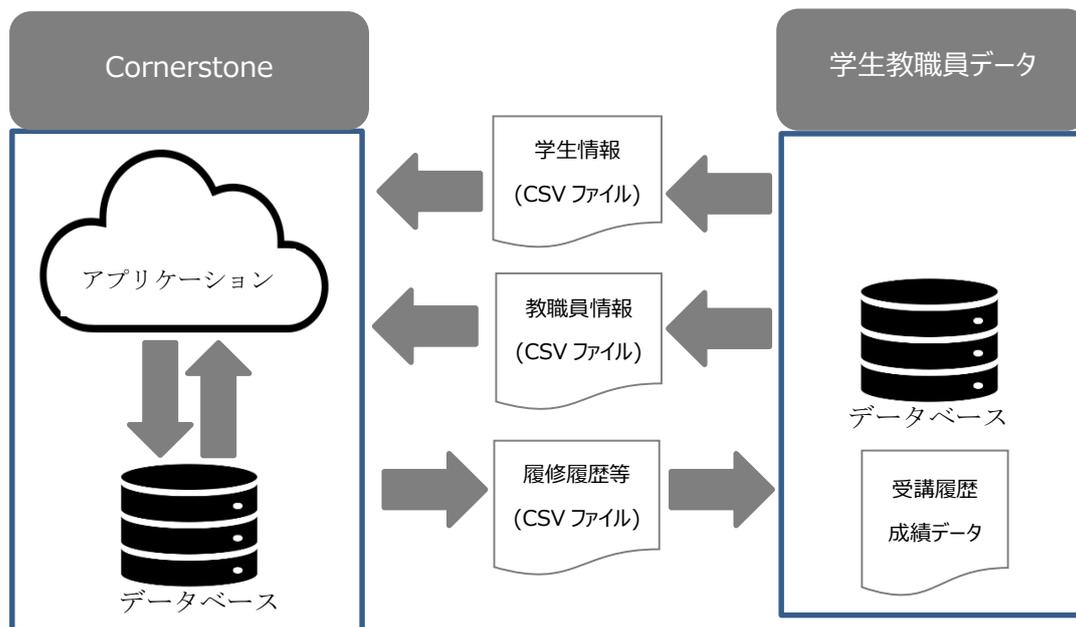
これまでの実績、経験を生かしながら多様なメディアを利用したオンデマンドによる授業を主体とし、インターネットを介してeラーニングを実施する。学生はインターネット環境下で学修の内容に応じてパソコンやタブレット、スマートフォン等の端末を利用し、時間や場所を問わず本学のLMS（Learning Management Systems、学習管理システム）にアクセスすることにより学修できる。オンデマンドによる授業はオンデマンド配信であり、配信期間内であれば学生が講義映像を学修したい時に視聴し、テスト問題に回答することができる。システムは同時に多数の学生がアクセスしても安定したアクセスができるよう、複数のサーバー群、ネットワークで負荷分散を行っている。

本学において、LMSを導入するにあたり、「(1) LMS と他システムとのデータ連携」と「(2) 授業の双方向性を確保する仕組み」の観点から、LMSとしての豊富な機能を有し、かつ(1)と(2)の要件を満たす「コーナーストーン・ラーニング」を採用する方針に至った。【資料30】

(1) LMS と他システムとのデータ連携

本LMSを利用するためには、周辺システムからデータの連携が発生する。まず、学生、教員、職員の基本情報を管理しているシステムから基本情報（姓名、メールアドレス、所属学部など）をユーザー情報として出力し、LMSに対して取り込む。基本情報の更新頻度を考慮し、他方でLMSに蓄積される履修履歴などのデータを他システムで利用するために、LMSのレポート機能を用いてデータをCSVファイル形式で出力し、それを利用するシステムに対して取り込む必要がある。

図 1: LMS と他システムとのデータ連携方式



(2) 授業の双方向性を確保する仕組み

採用する LMS の機能を説明する。

① オンデマンド教材毎に設置される電子掲示板（コミュニティ）機能

学生からの質問や意見を汲み取る方法を強化する機能として、オンデマンド教材毎に学生が質問や意見を書き込める電子掲示板を設置し、学生が発言し、担当教員がそれに答える場を増やす仕組みを有している。

これは、オンラインによる授業のように、学生が講義の受講中に疑問を感じた際に、その場で手を挙げ発言することを、本学の非同期のオンデマンドによる授業で実現するための機能である。20 分程度の講義を収録したオンデマンド教材毎に学生は質問や意見を書き込むことができる。

② コメントの確認漏れ防止機能

LMS には、電子掲示板によるディスカッションを目的とした投稿なども含め、電子掲示板の内容が変更・更新された場合には、その変更・更新を知らせるメッセージを担当教員に配信する機能を有している。この機能により、学生からの質問や意見を担当教員が迅速に対応することが可能になる。学生側も同様に、質問に対する回答があった際にメッセージを自動受信することができる。

以上のように、LMSを用いて、質問に対する回答などを迅速に行うことで、学生の学修意欲が維持できるような対応が可能となる。また、資格取得に関する科目のうち、演習科目については、オンデマンドによる授業やオンライン授業、面接授業を行うことで、具体的な課題に適応するための知識・技術を更に深く学ぶことができると考える。

さらに、面接授業開催時には、学生からの質疑応答の時間を設け、担当教員が指導を行い、教育水準の確保に努める。同時に、学生相談コーナーを設置し、履修上の疑問や、学修上で生じた様々な質問等に担当教員、指導補助員と事務スタッフが対処することにより、スムーズな学修ができるよう配慮する。

3. メディア利用による授業の実施体制

(1) 授業の内容に応じた授業方法の設定

本学では、講義科目を中心としたオンデマンドによるメディア授業と、演習・実習に対するオンデマンドによるメディア授業及び面接授業（オンラインによる授業含む）を実施する。いずれの授業方法でも活用するシステムとして、導入予定クラウド製品の標準機能とオプション機能を利用し、構築する。

学生と教員・職員がオンライン上で学修活動を行う LMS に加えて、オンラインによる授業を実現するインターネット会議システムである Microsoft Teams を組み合わせることで、通信教育が可能となる。

本学のオンデマンドによる授業は非同期であるため、上述のとおり、特に授業の双方向性の確保の観点を重視している。双方向性を確保したオンデマンドによる授業が十分実施可能であることを以下に示す。

- ① 「学生が発言できる場の強化」と「投稿の確認漏れを防止する仕組み」を両立させた機能を有する。

先述の「①オンデマンド教材毎に設置される電子掲示板機能」と「②コメントの確認漏れ防止機能」で説明したとおり、非同期のオンデマンドによる授業で双方向性を確保するためには、学生からの質問や意見に、担当教員が漏れなく対応できるかが重要と考えている。電子掲示板を設置し、書き込まれた質問等について、メッセージ通知機能により、担当教員が漏れなく確認できる仕組みによって非同期のオンデマンドによる授業の双方向性の確保を実現する。

- ② 学生に討議させる電子掲示板によるディスカッションの投稿や学生同士で自作のプレゼンテーションやドキュメントを共有し、相互評価できる能動的な学修を実施できる仕組みを LMS の授業内に設置できる。

先述の電子掲示板機能に加え、学生同士に意見交換させるディスカッションや、学生が作成したレポートなどの提出物に対し、学生同士でお互いの提出物に対し相互評価できる仕組みを LMS の授業内に設置できる。他の学生・教員に対して自身の意見を発言し、また聴くことで様々な気づきの場となり、学修効果を高めることが可能である。

- ③ 学生からの質問に対し、迅速に対応する。

科目に関する質問については、LMS に設置される電子掲示板を活用し、学生からの質問を受け、担当教員が回答を書き込む運用とする。回答までのプロセスとして、担当教員は学生と同じ電子掲示板を毎日閲覧し、質問に対して迅速に対応する。最長でも 48 時間以内（大学が定める休日の除く）に回答する。学生数が多い場合には、教員及び指導補助員を配置し、主担当教員と連携しながら回答する体制をとる。教員が質問への回答を迅速に行うことで、授業の双方

向性の確保ができる。

④ オンデマンドによる授業であっても学生同士の意見交換ができること。

本学のオンデマンドによる授業は非同期のため、学生毎に学修する時間帯が異なり、全ての学生が同等の授業を受講できる授業方法を設計する必要がある。具体的には、LMS の授業トップ画面に意見交換するテーマや事前学修の内容、開始日時・終了日時を学生に通知し、一定期間内に書き込み・返信を終了させることを指導し、終了日時後には電子掲示板を閲覧するように指導し、全学生が同等の授業を受講できるような電子掲示板の運営を行う。

本学のオンデマンドによる授業は非同期で実施されるため、授業の双方向性の確保の観点を重視したシステム設計と運営体制、授業方法を行うことで、オンデマンドによる授業が十分に実施可能と考えている。なお、LMS は、使用している同じ ID で必要な参加者によるインターネットビデオ会議を始めることが可能であり、同時双方向性が必須な教育方法においても対応可能となっている。

また、個人の学修進捗を可視化する機能によって、楽しみながら学びを進めていくことが可能になる。

(2) 講義・演習に対するオンデマンドによる授業

本学のオンデマンドによる授業は、LMS を活用した e ラーニングによる学修である。科目を担当する教員によって多少の違いは発生するが、基本としては「1 回の授業においては、20 分程度のオンデマンド教材を 3 つ作成する。学生は 1 つ目のオンデマンド教材を受講し、その後の小テストに合格すると 2 つ目のオンデマンド教材に進むことができる。3 つ目のオンデマンド教材を終えたのち、確認テストやリアクションの提出をすることで、確実な知識を身につけていくことを可能とする。

また、電子掲示板等を通じて分からないことについて質問し、また担当教員、指導補助員を交えながら学生間で議論を行うことを基本とする。

オンデマンドによる授業では、LMS で使用する教材をいかに作成し活用するかが重要である。本学の LMS で使用する教材とは、学生が授業で学修するコンテンツのことを示しており、以下で各種の教材を挙げる。

LMS で用意する教材は、オンデマンド教材、小テスト教材、レポート教材、デジタルテキスト教材、アンケート教材、単位認定試験教材、クラスルーム教材である。

本学のオンデマンドによる授業の基本構成は、授業は複数の授業回と 1 つの単位認定試験（またはレポート）で構成される。各授業回は複数の教材を組み合わせることにより構成される。教材の活用方法として、体系性がある科目については一部の科目で授業の予習・復習のための教材として活用する。

なお、1 回の授業におけるオンデマンド教材の受講と小テスト、質問や議論に要する時間は 90 分とし、1 単位科目は 45 時間以上の学修時間を要する授業設計としている。

また、本学では一部の演習科目についてもオンデマンドによる授業として実施する。これらの演習科目では、言語化が可能な知識や技術、演習結果の講評について

LMS を通じてオンデマンド教材で配信し、さらに LMS 上や学生のパソコンを使って実施可能な演習課題を課し、学生に考えさせるようにする。学生はそれまでに学修した知識に基づいて試行錯誤しながら演習課題に取り組み、必要に応じて添削指導を受けることで、知識や技術を体験的かつ実用的に修得することができる。

演習科目である「ソーシャルワーク演習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ）」「ソーシャルワーク実習指導（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）」は、eラーニングによるオンデマンドによる授業とクラスルーム授業（オンラインによる授業含む）、面接授業を組み合わせた授業とする。ソーシャルワークの理論と、実践的なソーシャルワークの双方を学修する。

オンデマンドによる授業では、ソーシャルワークの具体的方法、当事者の経験談、要援護者の事例等を映像等で示して学修することにより、ソーシャルワーカーとしての相談援助技術を身に付けさせる。さらに、クラスルーム授業（オンラインによる授業含む）により実践の現場をイメージさせ、福祉現場での問題解決能力を身に付けていく。面接授業では、実際に学生間でグループワークを行いながら、様々な気づきへとつなげていく。

ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習指導は、担当教員 1 名につき 1 グループ 20 名以内で学生を割り振り、授業での質疑・指導等の対応はグループ担当教員が行うことで、きめ細かな対応を行う。

オンデマンドによる授業とクラスルーム授業（オンラインによる授業含む）の具体的な進め方は次のとおりである。

オンデマンドによる授業では、事例を提供し個人ワークで事例検討を行ったり、事例の説明や解説を行う。クラスルーム授業（オンラインによる授業含む）及び面接授業では、ロールプレイや討論等を組み入れることで、単なる座学の講義を超えて、専門職としての資質や課題発見能力、問題解決能力を身に付けていく。LMS による演習は、繰り返し授業を視聴できることから、座学方式による講義よりも理解度を深めることができる。さらに、電子掲示板を通じた討論方式の導入により、学生は、他の学生の意見の違いを発見できたり、自分の考えをさらに深めたりすることが可能となる。

クラスルーム授業（オンラインによる授業含む）や面接授業においては、オンデマンドによる授業で学修された理論や技術の一体化を図るためグループ単位の授業とし、個人指導やグループワークを行う。学生に対して、担当教員が直接的に関わることで、基本的なコミュニケーション技術のほか、自己覚知とアセスメント・介入に関する知識・技術等の修得を図る。さらに、小グループによるロールプレイや討議を行うことにより、自他の特性を理解し、「聴く、観る、話す、記録する」というコミュニケーションの 4 要素を獲得できる。また、実際に学生同士が交流することにより、対人援助の姿勢の理解につながり、目指すべきソーシャルワーカー像へと進んでいく意識が高まると考える。

(3) 使用機材について

メディア授業を行うため、動画収録室を 2 室用意する。また、機材としては、以下

のものを使用する。

- ・PC (dynabook BJ65/FS) 2台
- ・カメラ (Apple iPad MW6C2J/A) 2台
- ・マイク (NTT アドバンステクノロジーR-Talk 800PC) 2個
- ・Lan ケーブル (Elecom LD-GPA/BU5) 2本
- ・ディスプレイ (I-O DATA LCD-AH221EDW) 2台

4. 面接授業（スクーリング）実施方法及び体制

面接授業であるスクーリング科目は、科目担当教員と学生の直接対面による集中講義で行う。面接授業（スクーリング）のみを行う科目はなく、オンデマンドによるメディア授業との混合で行う。スクーリング科目として実施する科目は、社会福祉士・精神保健福祉士養成においてスクーリングを行う科目として位置づけられているもの及び基礎演習とし、ソーシャルワーク演習やソーシャルワーク実習指導科目のほか、精神保健福祉士の専門科目において行う。2日から3日間の集中講義形式により授業を行う。アクティブ・ラーニング、グループワークなども行われる。

スクーリング科目

「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ・Ⅵ」「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「精神医学と精神医療」「現代の精神保健の課題と支援」「精神保健福祉の原理」「精神保健福祉制度論」「精神障害リハビリテーション論」「基礎演習」

面接授業は、土・日曜日、祝日を利用して行い、社会人学生の時間的負担や遠隔地による交通負担にも考慮して、来学回数をできるだけ少なくするために、3連休等を利用して集中的に講義を行うことを計画している。開催日時は毎年4月上旬に学生に案内し、開催1ヵ月前を申込の締切りとして対応する予定である。また、1つの科目につき同一内容の面接授業を2回開催し、どちらか一方に出席できるように学生に調整をしてもらい、申込みを行う。

場所については、本学総合福祉学部が拠点を置く真栄キャンパスを使用する。開催日時は土・日曜日、祝日であることから、キャンパスにおける教室は確保が可能である。

時間割については、毎年4月上旬に学生に案内をするが、9時から12時10分までの2コマと、13時から16時10分までの2コマで、1日4コマ（6時間）を基本とする【資料31】。

遠方から面接授業に参加する学生の宿泊先については、旅行会社（株式会社産経海外旅行）と提携し、宿泊先の斡旋・紹介を行う。

5. 実習科目の指導体制及び具体的計画

実施する実習科目は社会福祉士及び精神保健福祉士資格取得に必要な「ソーシャルワーク実習Ⅰ」と「ソーシャルワーク実習Ⅱ」である。

(1) 社会福祉士

「ソーシャルワーク実習Ⅰ」は、2ヵ所以上かつ240時間以上必要であり、通信教育部の学生は多くが社会人でもあるため、日程や方法については、個人の状況にも配慮して実施する。

実習時期は3年次5月から12月で行うことを基本とする。形態としては、「連続実習」「2分割実習」「4分割実習」など個人の状況に配慮し、受け入れ実習施設とも連携を密にして行う。これまでの社会福祉士養成施設の実績から、実習施設との協力関係が既に構築されており、継続して関係性を密にしていく。

実習期間中は、科目担当教員が中心となり、専任教員、兼任教員及び兼任教員が分担して実習巡回指導にあたる。科目担当教員と実習巡回教員、実習施設の指導者が協力して、学生に必要な教育・指導を行う。さらに、実習巡回指導については、学生の実習地域や本学科担当教員の指導状況に応じて、巡回担当教員を配置し、協力体制を整えていく。連携を密に行い、学生の実習に対する達成感を重視すると共に、事後指導に生かしていく。

(2) 精神保健福祉士

「ソーシャルワーク実習Ⅱ」は、医療機関1ヵ所90時間以上、事業所1ヵ所90時間以上かつ210時間以上必要であり、通信教育部の学生は社会人でもあるため、日程や方法については、個人の状況にも配慮して実施する。

実習時期は4年次5月から12月で行うことを基本とする。形態としては、「連続実習」を基本とし、状況によって「2分割実習」など個人の状況にも配慮し、受け入れ実習施設と連携を密にして行う。これまでの精神保健福祉士養成施設の実績から、実習施設との協力関係が既に構築されており、継続して関係性を密にしていく。

実習期間中は、科目担当教員が中心となり、専任教員、兼任教員及び兼任教員が分担して実習巡回指導にあたる。科目担当教員と実習巡回教員、実習施設の指導者が協力して、学生に必要な教育・指導を行う。さらに、実習巡回指導については、学生の実習地域や本学科担当教員の指導状況に応じて、巡回担当教員を配置し、協力体制を整えていく。連携を密に行い、学生の実習に対する達成感を重視すると共に、事後指導に生かしていく。

6. 単位の計算方法、単位の認定や成績評価の方法について

本学では、1単位の単位修得に必要な学修時間を確保し、学修の質の向上と学修の効率化をはかるために、学年ごとに適切に学修できるように、履修登録科目数の上限制度であるCAP制を導入する。単位数は以下のとおりである。

学年	1年	2年	3年	4年
1年間の上限 (単位数)	45 単位	45 単位	45 単位	45 単位

※5年以上についても単位数の上限は同じである。

※3年次編入で社会福祉士と精神保健福祉士の同時取得を目指す場合、必要な科目については、上限を超えることは可能とする。

また、教育課程を「基礎教育科目」、「専門基礎教育科目」、「専門教育科目」の3領域で編成し、各領域において必要単位数を履修することが求められ、必修科目については、全ての履修が必要となる。

さらに、卒業要件単位である124単位以上の修得をもって卒業要件を満たす。

成績評価については、科目修了試験とスクーリング試験によって評価をする。

成績評価は以下のように行い、GP (Grade Point) でも評価する。

成績評価については、90点以上を「AA」の「秀」、80点以上を「A」の「優」、70点以上を「B」の「良」、60点以上を「C」の「可」、60点未満を「D」の「不可」の5段階の評価で表す。

また、GPは、「AA」は4.0、「A」は3.0、Bは2.0、Cは1.0、不合格は0.0とする。

評 点	区 分	成績評価		GP
100 ～90点	合 格	AA	「秀」	4.0
89 ～80点		A	「優」	3.0
79 ～70点		B	「良」	2.0
69 ～60点		C	「可」	1.0
59点以下	不合格	D	「不可」	0.0
認定科目	合格	N		

評価にあたっては、各教員がシラバスで明記している。出欠で評価することはせず、原則として学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」をもとに評価する。

科目修了試験は、科目の受講終了後に実施され、原則、1週間の試験期間の中で、学生が受験可能な期末試験の日時を各自設定して受験することが可能である。それぞれの科目の期末試験の日時の設定を学生が受験可能な最適な日時に配分して設定する。

また、メディア授業の学修が一定の割合（2/3）に達しない場合は、受験ができないものとする。

試験時間は標準 60 分を想定し、テスト形式及びレポート形式とし、当該科目のシラバスに記述した評価方法に沿って評価を実施する。また、試験実施においては、二要素認証で本人確認を行い、不正を防止する。

7. メディア利用による指導の実施体制及び担当教員との連携

本学では、主としてeラーニングを中心とするオンデマンドによる授業により指導を行う。本学のオンデマンドによる授業は、採用するLMSの機能を利用して行うため、LMSの基本機能を明確にした上で授業に関わる者の役割について説明する。

以下にLMSの基本機能を説明する。

(本学LMSにおける基本機能)

(1) 教材や授業の作成機能

①授業作成

教務システムから既に登録している科目情報や担当教員情報を連携し、LMS 内に授業の基本情報が作成される機能。

②素材作成

教材を構成する最小単位であり、LMS 上で作成（CSV 登録も可）し、素材データベースに登録し、教材に適用する機能。

③教材作成

オンデマンド教材、小テスト教材、ディスカッションを行う電子掲示板など授業の学修コンテンツを作成する。

④授業プレビュー

完成した LMS の授業を学生目線でプレビューし問題ないことを確認する機能。

(2) 授業運営に関する機能

①授業一覧表示

担当する授業一覧を表示する機能。

②授業進捗一覧表示

担当授業の学生の学修状況を一覧表示する機能。

③コメントに関する管理機能

担当授業の学生が電子掲示板へ投稿した内容を表示し、コメントする機能。

④メッセージに関する機能

担当授業の学生の電子掲示板への投稿時や単位認定試験採点完了時等に自動でメッセージ通知する機能。また、学生に個別または複数にメッセージを配信できる。

⑤採点

担当授業の学生が実施した小テストや単位認定試験など教材毎に採点する機能。

(3) 成績や評価に関する機能

①成績評価

担当授業の学生の最終得点を確定する機能。

本学の LMS の機能は大きく、教材/授業作成に関する機能と授業運営、履修管理、成績評価に関する機能で構成される。

教材/授業作成については、LMS の授業は、教務システムに登録されている科目情報や教員情報が連携され、LMS 内に授業の基本情報（授業名、開講年度、開始学期、終了学期、主担当教員等）の雛形が作成される仕組みであり、担当教員と必要に応じて補助職員と共に教材や素材を作成する。授業を作成し終えた後に、LMS の授業プレビュー機能を用い、担当教員がチェックを行う。

授業運営の機能については、担当教員が授業を実施する。本学はオンデマンドに

よる授業が主体であり、講義を収録したオンデマンド教材や小テスト等の各種教材は事前に用意しているため、担当教員は、LMS の授業内に設置された電子掲示板に学生が書きこんだ質問や意見を把握し、回答や指導内容を電子掲示板に書き込むことが中心となる。また、学生の授業進捗一覧から学生の学修状況を把握し、各学生の受講した授業回数、欠席回数、授業の受講率を一覧表示し、進捗状況が思わしくない学生に対して個別にメッセージを発信し、学生をサポートする。

採点は自動採点できる設問とできない設問がある。例えば、出題形式が選択式、穴埋め式であれば回答内容が決まっているため、自動で採点し、解説を表示することが可能であるが、レポート課題や記述式の場合は担当教員が手動で採点する。

成績評価の機能については、単位認定試験や最終のレポート提出期間が終了後、担当教員はこれまで学生が授業で実施した小テストやレポート、ディスカッション等の採点結果と単位認定試験や最終レポートの採点結果を成績評価基準に則してLMS 上で最終得点を入力し、成績確定を行う。成績確定後、最終得点情報は管理される。

以上が LMS の機能を利用した担当教員の授業に関する役割である。

指導補助員の役割は次のような者である。学生から問合せは様々なものがあり得るが、指導補助員は問合せを「授業内容に関する質問」「システムの不具合等」「その他」等へ振り分けを行い、学生質疑に対する教員の応答を効果的に行う補助を担う。これらのうち、「授業内容に関する質問」では、過去の質問に同様のものがあれば、指導補助員が回答し、新規の質問等で指導補助員にて解決ができないものは担当教員へ伝達を行う。システムの不具合等では、システムサポート要員等の学内組織へ迅速に伝達し、対応を行う。その他に小テストの添削や採点、さらに掲示板の管理等を行う。

8. 履修指導について

基本的には、通信教育部「学修の手引き」を参照することで、履修について理解できるようにするが、入学時にオリエンテーションを実施し、本学で学ぶ意義や目的、教育理念、教育目標から4年間で育成目標とする能力を踏まえて、卒業後の進路や将来的な展望を考えて学修することができる入学時オリエンテーションをオンライン及びオンデマンドにて開催し、「学修の手引き」について説明をする。

また、チューター制度を設け、学生全員が入学と同時に少人数のグループに所属し、それぞれに専任教員、兼任教員、兼任教員、指導補助員がチューターとして配置される。個別面談のほか、授業や生活を含めて相談相手となる。

さらに、1～4年次の各学年の前期、後期の授業開始前にガイダンスを開催し、開講科目の説明や履修指導などの学修支援を行う。さらに、指導補助員を配置し、専任教員や兼任教員などの科目を担当する教員の負担を軽減し、かつ学生の学修生活を支えていく役割を担う指導補助員を配置し、授業の補助や学修の進捗状況に応じて個別に対応する等、オンライン上または面接授業時のキャンパスで学生からの相談対応を行う。学生とのコミュニケーションはポータルサイトのメッセージ機能や電話、インターネット会議システム等でのやりとりが主となるため、教員だけでは

学修以外の細かな指導が難しいことが予想される。教職員が一体となって指導する仕組みとする。

9. 学生への指導について（学生からの質問や学修相談への対応体制等）

（1）授業に関する質問

授業に関する質問や相談事項は、科目の担当教員が主として対応する。学生はLMSで授業を受講するため、学生からの授業に関する質問は主にLMS内で行う。学生は各授業科目に設置される電子掲示板に質問を書き込み、担当教員からの回答を待つ。質問内容は、同授業を履修している学生全員が閲覧でき、内容によっては他の学生も相互扶助的に回答できる仕組みとしている。また、各授業回のオンデマンド教材に設置される電子掲示板に質問を書き込む方法もあり、学生は当該教材で教授される事柄に関する質問を行うことができる。

担当教員や指導補助員は学生と同じ電子掲示板を閲覧し、質問が届いていたら迅速に回答する。また、教員が学生の質問を見逃さないシステムの支援機能として、定期的に担当授業内の電子掲示板に書き込まれた質問事項等を、自動的に担当教員にメッセージ通知することができる。

問合せ・相談窓口は、授業を履修している学生全体にコメントをオープンにする電子掲示板と、担当教員に個別相談できる問合せ窓口の2つを用意する。個別相談は、担当教員に直接メッセージを送信する方法で行う。同時双方向性が適している場合の指導においては、インターネット会議システムであるMicrosoft Teamsを活用して、オンラインでの対応を可能とする。

（2）履修に関する質問・学修相談

学生の履修に関する相談は、チューターが担当する。入学と同時に少人数のグループに所属し、それぞれに専任教員、兼任教員、指導補助員がチューターとして配置され個別面談のほか、授業や生活を含めて常に相談相手となる。特に、3年次編入による入学者には、入学時に履修科目について詳細な打ち合わせを行い、不安なく学修を継続できるようより丁寧に対応していく。

また、キャリアセンターは、就職指導やインターンシップに関する相談指導だけでなく、学生が生涯を通じたキャリアデザインが描けること、また履修計画を通して自らが臨むキャリア計画が形成できることを支援する。

（3）その他の質問

学生が、授業や学修以外の質問を行う際、質問の適切な対象者が不明な場合は、ポータルサイトにおいて、一括して質問を受け付ける窓口を設けている。問合せの手段は、Web 問合せフォーム、メールを基本とするが、電話による問合せ体制も整える。電話での対応は大学が定めた休日を除く9:00-17:00に受け付ける。

メールとWeb 問合せフォームによる問合せは24時間受け付け、学生に対して迅速に適切な手段（電話、メール、メッセージ）で回答を返すこととする。学生からの問合せについては、学生対応FAQにある既存の質問かどうかを判断した上で、自身で回

答可能であれば、そのまま回答する。回答できない場合は、質問内容に応じ、システムサポートスタッフ、チューター、科目担当教員、事務職員等の中から回答者を決め、対応する。

10. 添削指導教材及び通信指導教材の保管、発送等の施設並びに教育研究のための情報通信機器等の整備について

教材は、「コーナーストーン・ラーニング」のeラーニングシステムを活用して保管する。eラーニングシステムを活用することによって、科目担当教員と学生が個々に可能な時間を利用することができ、より効果的な学修が行える。

本学では、印刷教材による授業形態をとらないため、添削指導教材等の保管は発生しない。

オンデマンド授業を行うにあたり、教材録画用の部屋を2カ所設置する。

11. 教員の負担の程度

教員は、通信教育部専任の教員6名を中心にしながらも、総合福祉学部介護福祉マネジメント学科14名、ソーシャルワーク学科12名の教員全体で、通信教育部をサポートしていく。通信教育部専任教員6名において担当可能な科目以外については、通学課程での科目担当が、通信教育部においても科目担当となり、教育を担っていく。

面接授業の会場を札幌市清田区の本学真栄キャンパスのみで開催することにより、移動等の負担は軽減でき、回数も1科目につき年2回の開催で進めていく。学生からの質問などの対応は、eラーニングシステムを活用することにより、時間的な拘束がなくなり、各教員の時間活用も容易になると考える。何よりも、教員の負担というよりは、通信教育部での授業等を通じて、教員自身の気づきの場になり、教育の質の向上につながると考える。

12. 入学選抜の概要

本学の入学者選抜を行うための組織として、アドミッション・ポリシーに基づき、本学への入学者としてふさわしい能力・適性を選考できるよう、学長を委員長、各学科長を委員とする入試委員会を設置している。また、入試委員会の下部組織として、各学科長および各学科から選出された教員を中心に入学者選抜委員会を設置している。

両委員会が相互にチェック機能を果たしながら、公平かつ厳正な入学者選抜を行っている。

入学者選抜委員会の役割は、以下のとおりである。

- (1) 入学試験の実施計画および実施
- (2) 入学試験実施後の採点
- (3) 合否案の作成

入試委員会の主な役割は、以下のとおりである。

- (1) 合否決定

入学者の選抜方法については、第 10 章で詳しく記載しているが、一般選抜、学校推薦型選抜（公募）、総合型選抜（自己推薦型）のほか、社会人においては、実際に勤務する施設・事業所の所属長推薦型選抜（公募）を設ける。

また、3 年次編入対象者の履修科目、単位の個別認定については、編入学希望者がそれまでに修得した科目が本学の授業科目に対応しているかを個別に審査して認定する。個別認定にあたっては、教員で構成される審査チームを設ける。具体的には以下のとおりである。

3 年次編入学希望者の既修得単位を本学の単位として個別に認定する。既卒学校の成績証明書並びに当該科目のシラバスまたは相当する書類を入試前に本学に提出し、チームにおいて審査する。

チームは、教員最大 26 人で構成され、ソーシャルワーク学科の教員を中心に、多様な学生の受け入れを想定し、両学部横断でさまざまな領域を専門とする教員を含む。内訳は、通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科専任教員 6 人、ソーシャルワーク学科専任教員 10 人、介護福祉マネジメント学科専任教員 3 人、保健医療学部専任教員 7 人。

チームで審査した結果を入学者選抜委員会に報告する。入学者選抜委員会で諮った決定を、総合福祉学部教授会に再度諮り、教授会で認定したうえで 3 年次編入の入学者選抜の資格を与えることとする。

13. 教育上の配慮について

通信教育の特性上、学生と教職員の顔が見えにくいことがよく指摘されるが、入学後にガイダンスを開催し、通信教育の不安の軽減に努める。また、面接授業時を活用して、学習会の開催、担当教員への質問や個別相談の実施、学生同士の交流の場を設定し、グループの力を活用して、通信教育の孤独感の軽減を図る。また、「ナレッジ・デリバー」の e ラーニングシステムを活用して、学生側は自身の置かれている環境の状況に合わせて学習を進めていくことになるが、利便性を高め、教職員との距離感の近い存在として学生の履修をサポートし、途中での挫折を防ぎ、通信教育部の修了者を増やしていくことに努める。

第 9 章 取得可能な資格

本学部の卒業要件は、大学に 4 年以上在学し（3 年次編入学の場合は 2 年以上）、124 単位以上を修得し卒業することにより、以下の受験資格が取得できる。

通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科		
資格名	区分	要件
社会福祉士	国家資格	社会福祉士指定科目受講による受験資格取得
精神保健福祉士	国家資格	精神保健福祉士指定科目受講による受験資格取得
社会福祉主事	任用資格	社会福祉法第 19 条第 1 号に基づき、厚生労働大臣

		が指定する科目のうち3つ以上を履修して卒業した場合に取得
--	--	------------------------------

第10章 入学者選抜の概要

1. 入学者受け入れの基本方針（アドミッション・ポリシー：AP）

「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」では、養成する人材像を達成するため、どのような能力を身に付ければ学位を授与するのかを定めたディプロマ・ポリシーのもとに、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育内容や教育方法を定めたカリキュラム・ポリシーを掲げて教育課程を編成した。

養成する人材像やディプロマ・ポリシーに定める修得を目指し、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」カリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるための条件として、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」のアドミッション・ポリシーは以下のとおりとした。

「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」のアドミッション・ポリシー

1. 保健・医療・福祉に関わる専門的知識を学べる基礎学力を有する人
2. 差別や偏見をなくし、地域共生社会の実現のために貢献したいと思う人
3. 自立困難な人や生活のしづらさを抱えている人の人生を豊かにできる人
4. 社会福祉施設や医療機関等の支援システムの運営管理に関心のある人
5. 本人や地域の課題解決について考える力がある人

「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科」では、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法として一般選抜、学校推薦型選抜、所属長推薦型選抜及び総合型選抜を実施する。また、学力を構成している以下の重要な三つの要素を適切に把握するよう十分留意するとともに、入学後の教育との関連を十分踏まえた上で、高等学校等の学習指導要領にも配慮しながら実施する。

2. 募集人員

1 学年の募集人員は一般入学 100 人、3 年次編入学 100 人とする。

【一般入学】

単位（人）

選抜制度		通信教育部総合福祉学部 ソーシャルワーク学科
一般 ・ 社会人	一般選抜	15
	学校推薦型選抜（公募）	50
	所属長推薦型選抜（公募）	
	総合型選抜（自己推薦）	35

※3 年次編入の募集人員は、上記とは別に下記のとおりとする。

単位（人）

選抜制度		通信教育部総合福祉学部 ソーシャルワーク学科
一般 ・ 社会人	一般選抜	25
	学校推薦型選抜（公募）	50
	所属長推薦型選抜（公募）	
	総合型選抜（自己推薦）	25

3. 入学者の選抜方法

（1）一般

①一般選抜

一般選抜は、主に大学入学後の学修に対する意欲等を問う「大学入学志望理由書」に加え、知識・技能および思考力・判断力・表現力を問う小論文などから総合的に合否を判断する。

②学校推薦型選抜（公募）

学校推薦型選抜は、主に大学入学後の学修に対する意欲等を問う「大学入学志望理由書」に加え、高等学校長からの推薦書などから総合的に合否を判断する。

③総合型選抜（自己推薦型）

総合型選抜は、主に志望動機や大学入学後の学修に対する意欲等を問う「大学入学志望理由書」に加え、知識・技能および思考力・判断力・表現力を問う小論文などから総合的に合否を判断する。

（2）社会人

①社会人の定義

社会人とは、次のいずれかに該当する者

ア. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

ウ. 学校教育法施行規則第150条（第6号を除く。）の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

②一般選抜

一般選抜は、主に大学入学後の学修に対する意欲等を問う「大学入学志望理由書」に加え、知識・技能および思考力・判断力・表現力を問う小論文などから総合的に合否を判断する。

③所属長推薦型選抜（公募）

所属長推薦型選抜は、主に大学入学後の学修に対する意欲等を問う「大学入学志望理由書」に加え、所属する施設・事業所の長からの推薦書などから総合的に合否を判断する。

④総合型選抜（自己推薦型）

総合型選抜は、主に志望動機や大学入学後の学修に対する意欲等を問う「大学入学志望理由書」に加え、知識・技能および思考力・判断力・表現力を問う小論文などから総合的に合否を判断する。

（3）既修得単位の認定方法

本学以外の大学・短期大学・専門学校等で修得した単位や、従前に本学において修得した単位がある場合に、本学の授業科目単位として認定する。

4. 学力の3要素とアドミッション・ポリシーとの関連

	一般選抜	学校推薦型選抜 所属長推薦型選抜 (公募)	総合型選抜 (自己推薦)	学力の3要素との関連	APとの関連
入学志願書	○	○	○	—	
大学入学志望理由書	○	○	○	思考力・判断力・表現力 主体性・多様性・協働性	AP2, 3,4,5
調査書 または 卒業証明書・単位修 得証明書	○	○	○	知識・技能 主体性・多様性・協働性	AP1, 4,5
推薦書 (高等学校または所 属組織)	—	○	—	主体性・多様性・協働性	AP2,4
小論文	○	—	○	知識・技能 思考力・判断力・表現力	AP1, 3,5

＜学力を構成する三つの要素＞

- (1) 知識・技能
- (2) 思考力・判断力・表現力
- (3) 主体性・多様性・協働性

5. 入学者選抜の体制

本学の入学者選抜を行うための組織として、学長を委員長、各学科長を委員とする入学試験委員会を設置している。また、入学試験委員会の下部組織として、各学科長および各学科から選出された教員を中心に入学者選抜委員会を設置している。

両委員会が相互にチェック機能を果たしながら、公平かつ厳正な入学者選抜を行っている。

入学者選抜委員会の役割は、以下のとおりである。

- (1) 入学試験の実施計画および実施
- (2) 入学試験実施後の採点
- (3) 合否案の作成

入試委員会の主な役割は、以下のとおりである。

- (1) 合否決定

6. 3年次編入

3年次編入を許可するためには、編入学希望者がそれまでに修得した科目が本学の授

業科目に対応しているかを個別に審査して認定する。個別認定にあたっては、教員で構成される審査チームを設ける。具体的には以下のとおりである。

3年次編入学希望者の既修得単位を本学の単位として個別に認定する。既卒学校の成績証明書並びに当該科目のシラバスまたは相当する書類を入試前に本学に提出し、チームにおいて審査する。

チームは、教員最大26人で構成され、ソーシャルワーク学科の教員を中心に、多様な学生の受け入れを想定し、両学部横断でさまざまな領域を専門とする教員を含む。内訳は、通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科専任教員6人、ソーシャルワーク学科専任教員10人、介護福祉マネジメント学科専任教員3人、保健医療学部専任教員7人。

チームで審査した結果を入学者選抜委員会に報告する。入学者選抜委員会で諮った決定を、総合福祉学部教授会に再度諮り、教授会で認定したうえで3年次編入の入学者選抜の資格を与えることとする。

第11章 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織編成の考え方

通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科に配置する教員は、高度専門職業人の能力をもった人材の養成と専門分野における研究に従事する者である。専任教員は、設置の趣旨並びに学科の特色に合致した教育を行うため、教育経験が豊富な者、修士以上の学位を持つ者あるいは専攻分野において優れた知識を有する者を配置することを基本的な考え方とし、教育実績、教育研究業績を有する教授、准教授、講師の確保に努めた。特に、地域福祉に通じ、各専門領域での教育実績がある専任教員としてバランス良く配置するとともに、総合福祉学部の兼任講師、兼任講師についても、高等教育機関における十分な経験と実績をもつ教員を配置することを基本的な考え方としている。

2. 教員組織編成の特色

(1) 通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科

本学科では、完成年度までに6人の専任教員を配置する。教員整備の年次計画としては、開設年度の令和5(2023)年度に5人、令和7(2025)年度に1人就任予定である。配置する6人のうち、3人が博士の学位を有している。教員全員が、教育経験や研究業績を十分に備えている。職位の内訳は、教授4人、准教授1人、講師1人で編成している。

本学科では、福祉や保健・医療に関する専門的知識と技術を確実に修得すること、さらに社会人として現場で仕事をする際に、高度専門職業人として質の高いスキルで実践できるように、「通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科の養成する人材像」に示した3つの実践的教育を行う。福祉や保健・医療の知識や技術を修得する教育のみではなく、高度な専門性を持つ職業人として①福祉サービスを必要としている人のニーズを把握して支援できる、②専門多職種と連携できる専門的知

識・技術を持ち、③所属する組織・地域においてマネジメントを担える人材を養成し、地域の保健・医療・福祉に貢献できるよう、臨床、研究、地域実践において豊富な教員を配置している。

教員の職位構成表(延べ数) (人)

科目区分	教授	准教授	講師	助教
基礎教育科目	1	1	0	0
専門基礎教育科目	3	1	1	0
専門教育科目	4	1	1	0

①資格を有する教員

専任教員6人のうち、社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格を有している者が3人いる。

②教育研究歴豊富な教員

専任教員6人のうち全員が大学の専任教員経験がある。

また、本学顧問として日本ソーシャルワーク教育学校連盟の元副会長や、精神保健福祉士国家試験の試験委員長経験者が在職する。

3. 教員の年齢構成

(1) 通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科

専任教員の就任時の年齢構成は、次の表のとおりである。本学の教育研究の継続及び教育研究内容の質の向上を維持するために、教育経験豊富な教員による学生支援を可能にする構成となっている。具体的には、40歳代1人、50歳代1人、60歳代1人、70歳代3人で、平均年齢は62.7歳である。

[就任時の専任教員の年齢構成] (人)

	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 ～	合計
教授								4	4
准教授					1				1
講師			1						1
助教									
合計			1		1			4	6

定年は本学の職員定年規程【資料32】に基づき、専任教員の補充については、学内に教員選考委員会を設置し、本学の教員任用規程【資料33】に基づき公正な選抜で審査を行い昇任・採用する。

現在の専任教員の構成は40歳代1人、50歳代1人、60歳代1人、70歳代が3人となっている。今後の採用計画については現職の専任教員が定年、または教員任用規程

の任期となる当該年度または前年度に新任教員を採用し、一定の教育期間を設けることで、新任教員の育成及び引継ぎを実施し教育研究の継続的な向上を図る。

採用する教員は、現在の専任教員の年齢構成・専門分野等を考慮した上で、現在の専任教員が推薦するなどした若手教員を中心とし、学科の教員組織の年齢構成がバランスの取れる形とする。教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図れるよう、教員構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮する。

令和 13(2031)年までの採用計画 (人)

	R5 年 度	R6 年 度	R7 年 度	R8 年 度	R9 年 度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
退職	0	0	0	0	3	0	1	0	0
採用	0	0	0	0	3	0	1	0	0

開設

完成年度

第 12 章 施設、設備等の整備計画

1. 校地の整備計画

本学の想定する教育にふさわしい環境とは、学修環境が現場に隣接することと、学生が心身ともにリフレッシュできる自然豊かな環境があることである。現場に隣接することで通常の学生生活の中においても自身の将来像を描くことができ、通常の講義や実習における意欲を高めることができ、授業以外では適度な休息をとりメリハリのあるキャンパスライフを送れることが重要と考える。

(1) 校地について

通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科の学生は、講義等の授業を真栄キャンパス(北海道札幌市清田区)にて受講する。キャンパスと一体で構成される敷地内には、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等が併設され、本学と連携することで、「医療と福祉」の現場における学修を実践することができる。真栄キャンパスへのアクセスは、最寄りの駅である地下鉄東豊線福住駅から、バス乗継となる。なお、バスは路線バスに加え、無料のスクールバスによる送迎が一定間隔で運行されるため学生への経済的負担は軽減されている。移動の所要時間は概ね 25 分である。

(2) 学生の休息、その他の利用のための適当な空地の整備状況

学生は、白旗山麓の緑に囲まれた自然豊かな落ち着いた環境で学修することができる。校地面積は 33,793 m² (校舎敷地 : 20,945 m²、運動場用地 (借地) : 9,790 m²、駐車場 (借地) : 3,058 m²) を有し、キャンパス内においては、学生が体を動かし、くつろぎ、心を落ち着かせ談笑することができるスペースが十分に確保されている。

2. 校舎等施設の整備計画

(1) 校舎の整備計画

通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科の位置する真栄キャンパスは、第2号棟（つしま記念ホールを含む5,411.28㎡）、第1号棟（体育館を含む3,969.13㎡）、研究棟（1,425.00㎡）、演習棟（445.95㎡）を備え（建築延面積合計11,251.36㎡）、教育研究にふさわしい施設を整備している。また食堂やラウンジ等の学生が使用できる空間も多く配置されている。オンデマンドなどのメディア授業のための録画収録室を2室配置し、収録及び編集作業ができるようにする。

(2) 教員研究室の整備計画

専任教員が、学生への教育・指導を円滑に行うため、教員数の研究室を確保する。専任教員の研究室は6室を整備する。教員研究室には学生ゼミナールが開講できるようミーティングテーブルを設置し、また、教員の蔵書を補完するための書棚及びパソコンなどの配置を行う。

[研究室]

室	面積	室	備考
研究室	24.00- 27.00㎡	6	教授、准教授、講師ほか
非常勤講師室	24.00㎡	1	通学課程と共用
計		7	

[研究室の標準備品]

標準備品		数量
情報機器	パソコン・プリンター・電話機	各1
机・イス	両袖机・OAチェア	各1
テーブル	ミーティングテーブル・ミーティングチェア	6人用
保管庫	収納キャビネット（上下1,700×400×880）	1式
書架	セルビング（単式7段6連）（約3,000冊収納）	1式
冷暖房	エア・コンディショナー	1式
その他	ロッカー、ごみ箱	各1

(3) 講義室、実習室などの整備計画

本学通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科における講義室、実習室などの整備計画としては、通常の講義は講義室、実習等は専用の実習室を使用する。

なお、グループワーク等においては、演習室を使用する。

講義室は21室、演習室は24室。実習室はソーシャルワーク室1室、PC室1室

を配置しており、学修上特段の問題は生じない。

①講義室

講義室は、600人収容可能な大講義室1室（500.28㎡）と60人収容可能な講義室（103.50-155.25㎡）19室を備えている。60人収容可能な講義室のうち8室は、スライディングウォールが備えられており、開放すれば120人収容可能講義室が4室となる。

②演習室

演習室（21.40～49.50㎡）は、10人～30人収容可能な24室を備えている。

③ソーシャルワーク室（87.97㎡）

前方は、相談援助に関する講義とグループワークを実施する。

後方は、模擬相談室、模擬クライアントの居間（ソファや畳部屋）等を設置し、リアリティを持って相談援助職としてクライアントに対して、面接技術を用いながら実践する場となる。教員からの指導はもちろんのこと、学生同士における評価を行い、相談援助のスキルアップを目指すために整備する。

④ソーシャルワーク準備室（18.00㎡）

実習に関して、悩みを抱える学生の個別相談の場として用いるとともに、相談援助演習で使用する機材（例 高齢者体験キット10台 白杖10本等）の保管場所となる。また、学生が実習に行ったことを証明する書類（評価票、出勤簿）や実習施設、機関のパンフレット等の保管場所となる。

⑤PC室

PC室は100人収容可能なPC室（262.5㎡）であり、パソコン100台を備える。

以上のように、通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科専用の講義室、実習室、演習室を整備しており、授業運営・教育に支障はない。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科における図書の整備計画としては、総合福祉学部全体で図書館を整備し、それぞれの学科の学生の学修に資するため図書整備を実施する。

(1) 図書館の整備計画

図書館は、図書館の面積285.74㎡、閉架書庫42.60㎡。閲覧席79席（個人5席、閲覧席64席、円卓10席）、視聴覚ブース5席、情報・蔵書検索用パソコン2台、パソコン8台、資料複写コーナー、書庫が整備されている【資料34】。

書誌情報はデータベース化して、適切な貸出・返却・蔵書点検が行えるように配

慮する。国立情報学研究所（NII）の NACSIS - CAT/ILL に参加し全国の国公立大学図書館間の相互協力を行っている。学生には、入学時に図書館利用オリエンテーションを的確に行うとともに、日常の学修に支障がでないよう、開館時間は平日 9 時～17 時までとしている。また、月寒キャンパスの図書館も平日と土曜日に利用可能である。

（２）図書及び雑誌について

一般教養図書を含め、通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科で学ぶ内容を中心に社会福祉、精神保健福祉の図書を新たに購入する。当初購入冊数は、和書 3,083 冊、洋書 202 冊、電子図書（和書）494 冊を予定している【資料 35】。

前年度に必要な図書の整備を実施するため、学修上特段の問題は生じない。

第 13 章 管理運営

1. 教授会

本学学則第 12 章第 45 条の規程に基づき、教授会を置く。教授会の組織及び運営について必要な事項は、本学教授会規程に定める【資料 36】。

（1）構成員

教授会の構成員は、学部長、専任の教授、准教授をもって構成する。ただし、学部長が必要と認めた場合は、その他専任の教員を加えることができる。

（2）会議の招集等

- ① 教授会は学部長が招集し、議長となる。
- ② 構成員の過半数をもって成立する。
- ③ 事務局長は、議事録を作成し保管する。

（3）開催

教授会は、原則月 1 回開催し、議長が招集する。ただし、緊急を要する場合は、議長が相当と認める方法によって招集することができる。

（4）意見を求める事項

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学、卒業及び課程の修了
- ② 学位の授与
- ③ 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- ④ その他、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2. 学内委員会

大学の運営に必要な委員会を以下のとおりとし、学長から諮問を受けた事項について審議する。

- (1) **教務委員会**
教務に関する事項
- (2) **学生委員会**
学生の厚生補導に関する事項
- (3) **入学試験委員会**
入学者選抜の基本方針、入学試験合格の決定に関する事項
- (4) **入学者選抜委員会**
入学者の募集、選抜の検証・評価に関する事項
- (5) **図書及び学術振興委員会**
図書及び教員の研究などに関する事項
- (6) **自己点検・評価委員会**
教育研究、組織運営などの自己点検・評価及び外部評価などに関する事項
- (7) **ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会**
教員の資質維持向上等を図るための FD に関する事項
- (8) **人権擁護委員会**
大学内における各種人権侵害防止などに関する事項
- (9) **研究倫理委員会**
ヒトを対象とした研究に関する倫理的審査及び公正な研究活動の推進や研究費の取り扱いに関する不正防止などに関する事項
- (10) **研究費審査委員会**
学術助成費及び教育向上研究費の交付研究計画の採否及び交付額等に関する事項
- (11) **不正調査委員会**
公正な研究活動の実施及び研究活動上の不正行為の防止に関する事項
- (12) **カリキュラム委員会**
カリキュラムの立案、実施、評価に関する事項
- (13) **国際交流委員会**
研究及び教育の国際交流に関する事項
- (14) **キャリアセンター運営委員会**
キャリアセンターの管理運営に関する事項
- (15) **教員選考委員会**
専任教授、准教授、講師、助教及び助手の人事に関する事項
- (16) **ハラスメント防止委員会**
教職員及び学生に対しハラスメントの排除、防止等に関する事項
- (17) **学生懲戒委員会**
学生の懲戒及びその他の教育的措置に関する事項
- (18) **保健管理委員会**
学生の健康管理に関する事項

第14章 自己点検・評価

本学では、学校教育法第109条、大学設置基準第2条及び本学学則第3条に基づき、教育研究水準の向上を図り教育目標及び社会的使命を達成するため、教育研究活動や管理運営などの状況について自己点検・評価活動を行い、毎年度その結果を報告書としてまとめ公表することとする。

1. 目的

教育研究水準の向上を図り、教育目標及び社会的使命を達成するため、本学の構成員（教職員）の参画を得て、自らが大学改革に当たるため不断に自己点検・評価活動を行うこととする。

2. 評価事項

本学の自己点検・評価項目は「日本高等教育評価機構」が行う大学評価の基準に準じて、参考資料【資料37】に従い、点検・評価を実施する。

3. 実施体制

自己点検・評価委員会を設置し、評価データの収集や分析方法及び責任分担を決定し、評価活動を総括・調整するとともに、PDCAサイクルを活用し改善を図る【資料38】。すなわち、Plan（計画）・Do（実施）・Check（報告・検討）・Action（改善）を繰り返すことによって、教育研究活動や管理運営などの状況について継続的に改善していくこととしている。自己点検・評価委員会の構成は各学科長・各学科から選出された教員・事務局担当職員とし、委員長は学長が任命する。最終的に、自己点検・評価委員会が報告書を取りまとめ、教授会の意見を求めた後、これを学内外に公表する。

4. 第三者評価の導入

本学は、前項の自己点検・評価に加え、教育研究などの総合的な状況について、政令で定める期間（7年）ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける。本学は、令和元年度に日本高等教育評価機構で初回受審をし、大学評価基準に適合していると認定された。

5. 結果の活用と公表

- (1) 評価の結果は、教育活動及び研究活動などの改善策を検討し、事後の改善計画や各業務運営で達成すべき目標を設定する際に活用する。
- (2) 公表については、自己点検・評価報告書の刊行と関連部外諸機関への配布、ホームページ上で公開する。

第15章 情報の公表

本学は、大学としての公共機関の責務をもち、地域から社会的存在として、その意義を認知してもらうために、大学の教育研究活動等に関する情報を広く社会に公

表する。公表に当たり、学生募集・入試グループが中心となって、大学 HP、大学案内、刊行物及び公開講座などの媒体や機会を利用して、学生・保護者・地域住民及び志願者に向けて、積極的かつ真摯な情報を提供する。また教育研究活動の結果を定期的に「紀要」等として発行する。

1. HP による情報公表の内容

学生募集・入試グループが中心となって HP 作成、管理を行う。

- (1) 大学の設置趣旨・目的・教育理念など
- (2) 教育研究組織・組織図
- (3) 教員数・学位・教員個人研究業績等
- (4) 入学者に関する受け入れ方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業修了者数、進学者数、就職者数、その他進学及び就職などの状況に関する事
- (5) 授業科目、授業方法及び内容ならびに年間授業計画、シラバスなど
- (6) 教育課程一覧
- (7) 学修成果の評価、卒業要件など
- (8) 校地、校舎、設備等の教育研究環境の状況
- (9) 授業料、入学料など学生納付金
- (10) 修学・進路支援・そのほか学生の健康支援に関する事など
- (11) 公開講座、講演会等生涯学修の機会提供
- (12) 自己点検・評価の結果等
- (13) 財務関係資料
- (14) その他

2. 紀要・広報誌による教育研究活動の紹介

教員の学術・研究活動の成果を「日本医療大学紀要」で毎年定期的に刊行するとともに、本学の教育研究活動の取り組みや大学行事、学生生活などについての広報誌の作成をホームページとともに公表する。

以上の教育研究活動等の状況の公表は、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて実施する。

【参考】

◇学校教育法◇

第 113 条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

◇学校教育法施行規則◇

第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする

- 1 大学の教育研究上の目的に関する事
- 2 教育研究上の基本組織に関する事
- 3 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- 4 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
- 5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
- 6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
- 7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- 8 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- 9 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 10 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする
- 11 第 1 項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする

第16章 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み

本学の教育力強化に向け、教育内容及び授業方法などの改善と向上を目的として、全学的に取り組むファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を推進する。FD委員会を置き、教員の教育研究の資質の維持・向上を図る。

1. 組織・体制

FD委員会は、教員個々の能力を高め、教育課程の向上を目指すことをねらいに組織し、企画・運営する。FD委員会の構成は学長の下に専任教員等をもって、委員会を構成する。

2. 教育理念・目標の浸透

本学の教員個々人が、日常の教育内容、教育カリキュラムの維持向上を図るためには、本学の建学の精神に基づく教育理念・教育目標の共通認識と、浸透が図られなければならない。そのために、全教員を対象として、大学の理念・目標・学科の特色・目指す卒業生像についてなどワークショップ及び意見交換会などを行い、日ごろから教員同士のコミュニケーション及び意思疎通の場がもてるよう実施する。

3. シラバス整備

学生の履修指導に効果が上がるよう、シラバスを効果的に活用する。そのために教務委員会が中心となりシラバス記載内容を吟味する。シラバスには授業科目のねらい、概要、対応するDP、到達目標、1回ごとの講義内容、成績評価方法と基準、教科書及び参考文献などが記載されるが、教員個々人のシラバス内容の確認を行うことで、授業内容の実践と評価を毎年実施する。

4. 授業評価、実習評価アンケート及び授業改善報告書

学生による授業評価・実習評価を実施する。様式、内容に関してはFD委員会の企画に基づき行う。また、学生からの評価を全学的にどのように反映させていくか、FD委員会で検討する。

教員は授業評価に基づき自己の授業にどのように反映させていくか、授業改善報告書を毎年作成し、授業改善に取り組む。

5. 相互授業参観

学生が学びを実感し、主体的で深い学びにつながる魅力ある授業が展開できるよう授業評価アンケートにより得点の高かった教員の公開講義や、相互授業参観制度を設ける。

6. FD研修会・講演会

その他、FD委員会の企画として、教育カリキュラム向上・教員の能力維持向上・学生の学修意欲の喚起のため各種研修会・講演会を実施する。

7. 新任教員、若手教員及び助手の育成

大学職員の教員としての講習・研修がないまま採用着任している者がおり、そのレディネスも様々な状況である。そのため、若手教員及び助手の育成・キャリア開発をねらいとして、FD委員会主催のワークショップ、その他の研修を実施する。目的は大学教員としてのあり方、実習その他の学生指導、授業法の基本、大学教員としての今後の方向性を考える機会をつくることである。また、現在教員として困っている点などの意見交換の場を作ることを目的とする。

教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の教育研究に関する資質・能力向上を目的とした育成方針及び学位取得に向けての組織的な対応に基づいて計画的に支援する。FD委員会におけるプログラムに基づき、教育力及び研究力の向上を図るとともに、研究能力の向上と業績の蓄積を支援する。

(1) 教育力の育成

若手教員を対象に、教育者としての自覚や素養を発展させるために、大学職員としての教育観や教育のあり方などを話し合い、自己の課題や今後の方向性を考える機会をつくる。教育学の基礎知識、教育に関する基本的な知識の理解を深め、講義、演習における教授法、教材研究や教材作成、臨床実習における指導法などを現任教育で指導する。ワークショップ、講演会、研修会などに参加することで、知見を広げるとともに、教授法、教材研究や教材作成、臨床実習における指導法などは、相互に発表、意見交換する機会をつくり、教育力を向上できるように支援する。

(2) 研究力の推進

図書及び学術振興委員会を中心に、文部科学省科学研究費助成金申請のための研修会、若手職員の研究スキルを向上させるための研修会などを定期的開催する。学会及び研究会の報告や学内教員の研究活動の発表の場を設け、研究者としての成長を図る。個別的な研究の相談、指導を行う体制をつくり支援する。

(3) 学内における学術奨励研究費制度の設置

若手職員の研究活動の活性化と研究業績の蓄積ができるように、個別研究費のほか大学としての学術奨励研究費制度により、研究助成金を支援する。学内外の専門分野における研究業績を持つ教員との共同研究を促進する。

(4) 研究活動、学位修得のための支援

若手職員の学外での研究活動や学位取得のための大学院就学を支援する。

8. 教員研修体制・研究日の設定

実習前研修に関わらず教員の資質の維持向上には日ごろからの教育研究活動の研鑽が必要であり、そのためには学内のみの活動ではなく広く学外での活動も視野

に入れていく必要がある。研究会・学会活動への参加を推奨し、教員の資質向上、授業内容改善に取り組む。

第17章 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内の取り組み

医療・介護・福祉のマネジメントを基盤とした専門職を養成するために、学修のなかで、社会的・職業的自立を図るための知識と技術を修得する。

基礎教育科目では、社会的・職業的自立を図るために必要とされる社会における基礎的知識や姿勢を修得する。

専門基礎教育科目では、保健・医療・福祉を取り巻く社会的情勢や専門職が果たす役割やチーム医療に関する理解を深めるとともに、専門教育科目への準備を進めることにより、自らの職業選択に対する意義を学修する。

専門教育科目では、実習を通して、職業人としての役割と責任や自覚を身に付ける。また、「専門演習」では、学内及び学外での知識と体験をまじえた課題として、これまでの医療・介護・福祉のマネジメントの知識と技術及び実習経験を総合して課題解決の能力を養う。

2. 教育課程外の取り組み

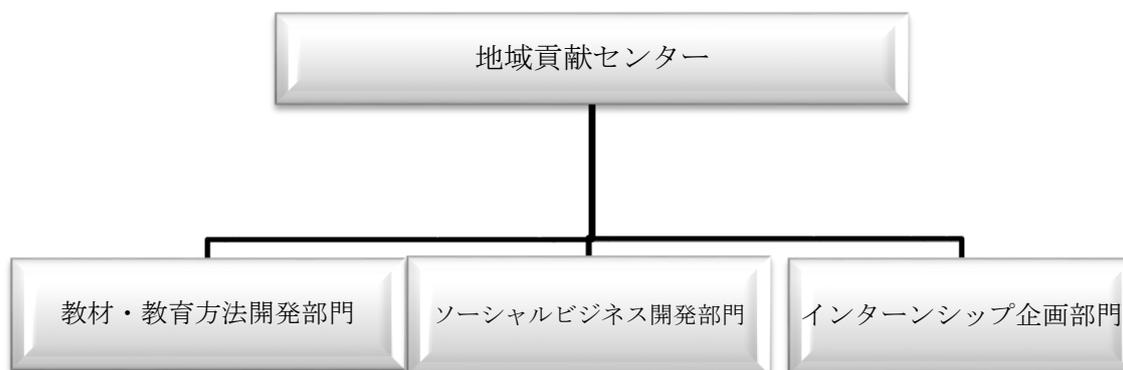
(1) 地域貢献センターの設置

社会福祉法人ノテ福祉会や外部の組織と連携して地域貢献を実現するために、本施設を設置する。

① 目的

- ・地域に対して社会貢献を普及させる事業を展開する。
- ・効果的教育方法の開発及び教育教材のデジタル化による制作支援を実施。
- ・産・官・学連携を目指して新しいソーシャルビジネスの企画・開発を支援する。
- ・医療、介護・福祉施設、外部企業及び市町村自治体でのインターンシップを支援。

② 組織構造



③部門機能と総合福祉学部との関連

ア. 教材・教育方法開発部門

以下の革新的教材・教育方法の開発と普及を行う部門。

a. 問題解決型学習（PBL）による教育方法

教育方法の開発を行い、結果をファカルティ・ディベロップメントによって学内へ普及。さらに教育方法として社会一般に普及させ啓蒙を促す。

b. ケーススタディ活用による教材開発

学内外で活用する教材の開発と制作を実施する。特にデジタル教材の開発と普及促進。具体的にはケース教材のVTRによる作成を推進させる。

例) ロールプレーをビデオ撮影により教材化。

ケアワークにおける仮想空間技術を活用したバーチャル教材の活用。

イ. ソーシャルビジネス開発部門

地域貢献の普及を視野に入れ、ソーシャルビジネスの分野での学生の創意を実現させ支援する部門。

a. ソーシャルビジネス創造支援事業

事業構想論や地域連携実践などの科目と連携し、さらに専門研究において外部の企業との連携をもとに学内のソーシャルビジネスの支援を行う。卒業研究の中でビジネスプランを提案させ、ソーシャルビジネスコンテストを開催し内外の関係者と連携しソーシャルビジネス実現・起業を支援する。

b. ビジネス創造のための事業

学内で生まれる事業の創意を支援する。学内のソーシャルビジネスコンテストを開催する。外部の投資家や企業経営者と連携しマッチングの会合を主催し、投資支援を促進する。

ウ. インターンシップ企画部門

地域の社会連携プログラム開発支援事業を担う。企業就職を支援するために早期の企業の就業体験を促進させる機能を有する。外部組織である企業や市町村及び社会福祉施設・医療機関等との連携をもとに学生にあったインターンシッププログラムを開発する。卒業研究の支援、卒業後の就職希望にマッチした実習先の選定を支援する。

(2) 教育課程外の取り組みについて

教育課程に含まれない国家試験対策、就職対策、ボランティア活動等はチューターやキャリアセンターが計画的に対応する。

専任教員全体と事務職員及びキャリアセンターが有機的に連携した協力体制で取り組む。

3. 適切な体制の整備

専任教員、チューター、演習担当教員、兼担・兼任教員、指導補助員、キャリアセンター及び事務職員が連携して学生の支援を行う。

チューターや演習担当教員は、定められた場合以外にも適宜に学生と個人面談を行い、就学状況や就職・進学希望を把握する。就学状況の内容によっては他の専任教員や兼任講師と連携して指導や支援を行う。

就職支援は、チューター、演習担当教員及びキャリアセンターが連携し、学生の希望に応じた就職先調査と支援を行うことで、全員の就職を目指す。